

独立行政法人評価有識者会議

第10回農林水産消費安全技術センター部会

農林水産省消費・安全局総務課

第10回農林水産消費安全技術センター一部会

日時：令和6年7月18日（木）

会場：農林水産省第3特別会議室

時間：13：28～16：28

議 事 次 第

1. 開 会
2. 議 事
 - （1） 令和5年度業務実績の評価について
 - （2） その他
3. 閉 会

午後1時28分 開会

○金子総務課課長補佐 定刻より早いのですが、皆さんおそろいのようなので、始めさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

ただいまから農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林水産消費安全技術センター部会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の司会進行を務めます消費・安全局総務課調整班の金子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日は、委員6名全員に御出席いただいております。

簡単ではございますが、委員の皆様を五十音順に御紹介いたします。

熊谷公認会計士事務所所長の熊谷麻貴子委員でございます。

○熊谷委員 熊谷でございます。よろしくお願いいたします。

○金子総務課課長補佐 続きまして、東京農業大学応用生物科学部栄養科学科教授の小西良子委員でございます。

○小西委員 小西でございます。よろしくお願いいたします。

○金子総務課課長補佐 続きまして、静岡県立農林環境専門職大学学長の鈴木滋彦委員でございます。

○鈴木委員 鈴木でございます。よろしくお願いします。

○金子総務課課長補佐 続きまして、東京農工大学大学院生物システム応用科学府教授の豊田剛己委員でございます。

○豊田委員 豊田といいます。よろしくお願いいたします。

○金子総務課課長補佐 続きまして、情報通信消費者ネットワーク代表の長田三紀委員でございます。

○長田委員 長田でございます。よろしくお願いします。

○金子総務課課長補佐 続きまして、東北大学大学院農学研究科教授の西田瑞彦委員でございます。

○西田委員 西田です。よろしくお願いいたします。

○金子総務課課長補佐 それでは、配付資料につきまして御案内いたします。

事前に送付いたしました資料と同じものを机上に御用意しております。

まず議事次第、それから配付資料一覧、それから委員名簿、配席図。

その後ろに、資料1といたしまして、評価書案。

参考1から12をその下に準備いたしております。

また、その横に机上配布資料といたしまして、一つ目はFAMICの年度目標の令和5年と令和6年の対比表の抜粋。二つ目としまして、参考5、決算報告書のポイントをまとめたもの。それから、三つ目といたしまして、各委員から事前に頂いた御質問、御意見をまとめたものを準備いたしております。

資料につきましては、これから御覧になりながら、不足、不備等がございましたら、随時お申し出いただければと思います。

資料の確認はよろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります前に、消費・安全局総務課長の尾崎から御挨拶を申し上げます。

○尾崎総務課長 7月5日付で消費・安全局の総務課長に着任いたしました尾崎でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

本日は、第10回農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林水産消費安全技術センター部会の開催に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

まず初めに、委員の皆様方には、大変暑い中、またお忙しい中、本日のFAMIC部会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

皆様方には、日頃より消費・安全行政に御指導を賜っておりますことに、この場をお借りしまして改めて御礼を申し上げます。

本日は、FAMICの令和5年度の実績評価につきまして、お集まりいただきました皆様からそれぞれの専門的な観点からの御意見を頂いて、FAMICの業務運営の維持向上、改善に生かしていくことが極めて重要だと思っております。

一方で、昨今、社会保障費の増大、外交・防衛力強化など、今の日本が特に必要とする分野の財源を確保するために、行政全般の財政規律の適正化が大きな課題であると認識しておりまして、この中でFAMICも独立行政法人の設立目的である業務の効率性・質の向上に対して、より一層の取組が求められていることから、令和5年度の年度目標策定における財務省との協議において、財務体質の強化に取り組むこととされ、業務合理化による効率性の向上と自立的な業務運営の確保に資するため、自己収入増加に向けた検討が課題として示されました。このことについては、昨年のこの会議におきまして、少し意見交

換をさせていただいたところと伺っております。

その後、令和6年度の協議を踏まえて、令和10年度までに令和5年度を基準として常勤職員を7名削減、自己収入を倍増するとの具体的な目標を示したところでございます。この目標を達成するためには、FAMICにおいて、具体的な常勤職員の削減、自己収入増加の計画を策定して、これを確実に実行していく必要があると考えております。

本日の会議では、FAMICにおけるこれらの取組状況について、前半の肥料、農薬等の各業務に関する業務実績評価の説明の後に、少しお時間を頂きまして、理事長から検討状況を説明いただいて、当省関係各課からのコメントを踏まえて、委員の皆様と意見交換をさせていただきたいと思っております。

本日は忌憚のない御意見をお聞かせいただけますよう、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

○金子総務課課長補佐 続きまして、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、木内理事長から御挨拶をお願いいたします。

○木内理事長 理事長の木内です。いつも本当に大変お世話になっております。

着座して御挨拶申し上げます。

委員の方には、日頃、私どもFAMICを御理解いただき、大変に御支援を頂きまして感謝申し上げます。

昨年度の私どもFAMICの活動やめぐる状況を一部紹介させていただきたいと思いますが、私どもFAMICは、御存じのとおり、分析や審査の技術力、それから立入検査などの現場対応力というものを組織の要としております。そのうち、技術力の一層の向上を目指して大学との連携を強化しました。

具体的には、西田委員もいらっしゃいます東北大学との調査分析での協力、北海道大学との技術交流、それから東京農業大学との連携協定締結などを新たに行いました。また、今日の説明の中でも出てきますが、農薬の再評価業務に係る負担が今後激増するということが明らかになりまして、組織や業務のスクラップ・アンド・ビルドに着手をいたしました。

一方で、先ほど総務課長からもお話がありましたが、財務省から財務体質強化の一環として、常勤職員の削減や自己収入の増加を求められておりまして、これらの対策に取り組んでおります。

このほか、名古屋センターが合同庁舎の取壊しで7年度末までに移転を余儀なくされて

おりまして、移転先やその予算の確保など、新たな仕事というのも加わったところであります。

今日評価いただきます業務の実績を個別に見ますと、メールの誤送信による情報漏えい、それから、入札における一者応札の増加など一部の項目でC評価となりました。一方、肥料登録の効率化や無登録農薬の流通を未然に防いだほか、日本提案の食品規格の国際規格化に向けた国際会議を招致、開催するなどSやA評価とした項目もございます。

総評しますと、ほとんどの項目で目標を達成したと考えまして、自己評価をBといたしました。御審議をよろしくお願いいたします。あわせて、業務運営全般について幅広い視点から御示唆を頂ければ幸いです。

本日はよろしくお願い申し上げます。

○金子総務課課長補佐 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

本日の議題は、「令和5年度業務実績の評価について」でございます。

それでは、FAMICから令和5年度の業務実績及び自己評価を説明し、次に当省から評価案の説明をいたします。その後、事前に委員の皆様から頂いた質問にお答えし、質疑応答を進めてまいりたいと考えております。

では、まずIの「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」から、順に進めてまいりたいと考えております。

それでは、FAMIC企画調整部長から業務実績及び自己評価の説明をお願いいたします。

昨年同様、標準のB評価以外の評価項目について、要点を簡潔に御説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○田熊企画調整部長 御紹介いただきました農林水産消費安全技術センターの企画調整部長を務めております田熊と申します。よろしくお願いいたします。

では、座って御説明をさせていただきます。

資料としては、参考11をまず御覧を頂きたいと思えます。

参考11では、業務実績に関する自己評価及び大臣評価（案）ということで一覧表になってございます。

まず1ページをお開きいただきまして、この表ですが、横軸に評価項目、中項目、小項目が書いてありまして、それから重要度、困難度が設定されているものはこの欄に「高」

という文字がつきます。自己評価、大臣評価と記号がありまして、評価書ページ、ポンチ絵番号になってございますが、この中で先ほどありましたように、Bというのは通常の達成でございますので、A及びCになったものについて、これから御説明をまいります。

この表では、7行目のところに「ア 登録調査」で自己評価の欄がAになっておりますが、その一番右側にポンチ絵番号で1と書いてございますが、このようにプロセス評価になっておりますものは、ポンチ絵を使いながら御説明を申し上げたいと思います。

このほか、2ページ目をお開きいただきますと、上の方ですが、26行目のところは、プロセス評価によらないA評価でございますので、これは資料1を用いながら御説明、それから3ページ目の上の方、47行目のところではCとなっておりますので、こちらも評価書で御説明という要領で御説明を申し上げてまいります。

それでは、ポンチ絵を参考12で御準備をさせていただいております。業務実績評価（自己評価）におけるプロセス評価等を行った業務の概要の御説明を申し上げたいと存じます。

まず1ページ目、上の方の段です。「肥料登録関係業務」でございます。内容としては、肥料登録のオンライン化推進による業務の効率化、申請者の負担軽減でございますが、まず左の方の欄、「背景・課題」で整理しています。令和5年5月末からe肥料で電子申請が可能になったことと、それから菌体りん酸肥料に係る業務増に対応するため業務を効率化する必要がございます、解消すべき課題も幾つかございます。申請の内容に不備があって受理ができない場合の対応。それから、書面とe肥料申請について、取扱いを合わせる必要があること。また、申請内容の誤りに対応する必要と、それから書面申請では入力作業が非常に多いことが、課題でございました。

「取組の内容」でございます。e肥料申請への円滑な移行で一つ目のところですが、e肥料申請において内容の不備が確認された場合のマニュアルを整備いたしました。また、書面申請、e肥料申請で、事務処理を統一する手順を改正いたしました。三つ目のポツですが、申請者が誤りなく申請できるように、ホームページ内のコンテンツを見直したことでございます。

こうした内容によりまして、e肥料申請については令和6年3月末時点で5割程度がe肥料で申請を頂いた状況でございます。

「成果・効果」ですが、肥料登録のオンライン化推進に貢献をさせていただいたことです。これによりまして、業務の効率化、それを他業務への対応に振り向けることができました。また、申請者の申請手続に係る労力、手数料についての負担が軽減されたことで、

評価としては自己評価Aとさせていただいたところでございます。

続きまして、下の方ですが、2の「牛海綿状脳症の発生防止関係業務」でございます。

これにつきましては、牛肉骨粉の焼却処分費用の削減及び肥料利用の促進に貢献をしたという内容でございます。

まず「背景・課題」でございます。牛肉骨粉については肥料利用を推進するために、事業者に対して、肥料利用を目的とする牛肉骨粉の処理費用を国が助成する形で進んでいます。これまで飼料用油脂の製造副産物として焼却廃棄処分を行っていましたが、この牛肉骨粉の処理業者から、肥料利用のための製造基準適合確認の申請が急増したことで、例年の3倍程度でございます。

原料については、脊柱等を含まないこと、それから製造工程においても、そのラインと分離をすることをFAMICが実地で確認することが必要でございます。新たな業務がある中、こうした増加した申請の対応に工夫が必要という背景がございました。

真ん中の欄「取組の内容」でございます。飼料部門と連携し、肥料用肉骨粉の製造事業場については、多くは飼料用油脂の製造基準の適合確認済みでございます。実際に事業者さんから飼料用油脂で提出された資料がありますが、これを肥料用肉骨粉でも使用可能とさせていただいた次第でございます。もう一つは、飼料部門と重複していない部分について、ここを検査内容として限定をして実施したことでございます。

これによりまして、効率的な確認検査を実施しまして、事業者、それから職員側の負担も軽減をさせたことで、他の業務に支障を来すことなく例年を上回る確認検査ということで実施をさせていただきました。例年7件程度が令和5年度は21件でございます。

「成果・効果」の欄ですが、焼却処分費用の削減、それから農水省の施策であります牛肉骨粉の肥料化推進、それから肉骨粉の肥料利用で、取組みが進んできたということでございます。みどりの食料システム戦略に掲げられている未利用資源の有効活用に貢献をさせていただいたことで、自己評価Aにさせていただきました。

続いて、2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページでは、3番として「肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務」の菌体りん酸肥料の規格設定への貢献、それから制度運用によりまして、汚泥資源の肥料利用推進に貢献をしたという内容でございます。

「背景・課題」といたしましては、国内資源として重要なりん資源としての下水汚泥等の肥料利用の拡大が急務でございました。このことから、汚泥を肥料に品質管理が徹底、

また、成分が保証される菌体りん酸肥料の規格が令和5年10月に設定をされました。

解消すべき課題として、まず規格設定においては、品質の安定化を担保する品質管理計画の基準を作ることと、保証の要望があるく溶性りん酸の分析法の適用確認の二つがあります。それから、制度運用においては、円滑な運用ができる体制を構築するという必要がありました。

「取組の内容」でございます。まず規格設定において、菌体りん酸肥料の品質管理計画の基準については、FAMICでの立入検査で培った知見をもちまして分析頻度の品質管理要件を検討させていただきました。また、菌体りん酸肥料で成分保証が可能となるく溶性りん酸について、農林水産省の求めに応じて肥料等試験法が適用可能か急ぎ確認をさせていただきました。

制度運用におきましては、事業者からの相談に対して相談体制を増やして速やかに対応したことで、相談件数は407件に対応いたしました。品質管理計画の適合性の確認については、令和6年3月までに5件、それから都道府県職員に対しては講習を行い、登録、それから立入検査業務に対する支援を実施したところでございます。

右側の「成果・効果」の欄でございます。規格設定においての品質管理要件及び分析法の適用確認について貢献をさせていただいたということが一つ。それから、制度運用につきましても迅速かつ適切に実施をさせていただきまして、年度内に肥料登録が実現をいたしました。

そういったことから、汚泥資源の利用拡大による肥料の国産化、それから安定供給に貢献をさせていただいたことで、自己評価をAとさせていただきました。

続きまして、4番でございます。

ここからは農薬になります。「農林水産省からの緊急要請業務」でございます。

①番です、まず無登録農薬の疑いのある資材の流通を防いで、農産物の安全に貢献をしたことと、それから②番でございますが、短期間で問題点を把握し、信頼性が疑われる試験施設に対して取組の改善を促して、農薬の評価が損なわれることを未然に防止をした二つの内容でございます。

「背景・課題」の欄でございます。農薬関係で2種類の疑義事案が発生をいたしました。①番ですが、先ほど申しましたように、無登録農薬の疑いのある資材でございます。一つ目は、安全性不明の資材が使われる可能性があった懸念と、当該資材の流通、使用を規制しなければならないことで、早急な対応が必要なところでございます。

②番として、信頼性が疑われる試験施設への調査としては、問題のある試験成績が農薬の評価に用いられる可能性があったことで、これについての対応が必要でございました。

「取組の内容」でございます。まず無登録農薬の事案について、複数の有効成分を同時分析できる方法を開発して、機器をこの対応のために優先使用いたしました。このことによって、通常の3分の1の期間で分析を行い、結果を報告させていただいたところでございます。

二つ目の事案としての試験施設の不正があったかどうかについては、証拠を隠蔽されないような細心の注意を払っての調査ということで、問題の試験成績と、それから逸脱事項の特定をして、迅速な報告をしたことでございます。

「成果・効果」の欄でございます。まず一つ目の事案ですが、農薬登録のないロテノン含有していることが判明したことが一つと、それから、この資材について流通を防止して安全施策に貢献をさせていただいたことでございます。

二つ目の試験施設についてですが、農薬の評価において不正な試験成績の利用を阻止できたという点と、それから試験施設における取組を改善させ、影響拡大を防止したことでございます。

それから、G L Pの特定試験成績の信頼性の確保に貢献をしたことで、行政執行法人としての役割、それからスピード感を持った対応をさせていただいたことで、自己評価Aとさせていただきました。

続きまして、3ページ目でございます。

上の方ですが、5番として「農薬の再評価の審査体制構築」でございます。

先ほど理事長からの挨拶でも出てまいりました、再評価の体制の充実になります。再評価の開始と安全性審査の充実によって激増する審査業務をできる限り効率的に実施することで、今後の農薬制度の円滑な運用に資するため、大きく業務を見直したという内容でございます。

「背景・課題」の欄でございます。まず、農薬取締法の改正は平成30年6月になされまして、一つ目は再評価制度の導入で、最新の科学的根拠に照らして定期的な安全性を再評価していくという内容でございます。

二つ目として、農薬の登録審査の見直し（充実）で、農薬使用者に対する影響、それから動植物に対する影響、これらについての評価を行うことと、それから原料規格についての内容でございます。グラフにありますように、再評価による審査の業務量の見込みとし

ては、令和4年度は500件ぐらいありますが、更に令和6年から令和8年にかけて相当に増えることが見込まれております。

2番目として、登録審査の見直しにつきましては、当初想定を超える業務量が考えられましたので、これら更なる業務の効率化が急務となってございました。

真ん中の「取組の内容」で五つございますが、様々な業務見直しで、一つ目は申請前の全資料の確認を行っておりましたが、これをガイダンスの整備、それから公表説明会を実施することにより、廃止したことでございます。

二つ目、農薬使用者の安全性評価は、使用者暴露計算シートについて改良を加えまして、作業効率化とミス防止を図りました。

三つ目、報告手続の見直しとしては、審査結果の報告時期を一括化させたことでございます。

四つ目、審査報告書の作成は、分科会資料について援用して、これを効率化したことでございます。

五つ目、立入検査については、対象選定の考え方を見直しまして重点化をしたことで、この余力を用いて再評価に注力をしたことでございます。

「成果・効果」といたしましては、進捗の遅れを回避したこと、それから手順を明確化しミスを防止したところと、それから超過勤務の削減については、25%程度の削減をさせていただいたことです。

これらによりまして、今後の再評価審査業務の大幅増に備えた体制を構築できたことと、再評価の第一サイクル完了に向けて貢献したことで、このサイクルは平成30年12月に登録のあるものが対象でスタートしておりますが、この第一サイクルの完了に向けて貢献をしたことでございます。

これで、評価としては、体制を整えたことでAではなくてバーとさせていただいておりますが、自己評価バーではありますが、プロセスとして御説明をさせていただいたという次第でございます。

下の方の6番でございます。

「農薬の登録審査に附帯する業務」で、カンボジアの要請を受けまして、FAMICの知見、技術を生かした研修を実施し、カンボジア国の残留農薬分析技術の向上、それから自立的な経済発展を支援する施策に貢献をしたという内容でございます。

「背景・課題」といたしましては、昨年に続いて、カンボジア国立農業研究所（NA

L) への分析指導者の派遣ということで、玄米中トリシクラゾールの分析支援をしました。

カンボジアの現状といたしましては、玄米が輸出品として大変重要だということ、それからEUの残留基準値が1から0.01 ppmと下方修正されておりますので、使用方法の指導強化が必要になってきたことでございます。残留農薬分析0.01 ppmの分析について行いまして、EUへの輸出再開を目指すという背景がございました。

「取組の内容」でございます。当初の任務範囲としては、玄米の分析に必要な前処理技術の習得ですが、プラスアルファとして以下の取組を行ったことで、まず一つは、操作の習得、再現だけではなくて分析法改良という形で踏み込めたことでございます。もう一つは、プロジェクト最終時点ではワークショップの開催をいたしまして、その中で技術的な助言を行うことができました。このことによりまして、NALを中心とした産官学の連携の推進、それからカンボジア全体での技術向上の加速に貢献できましてございます。

「成果・効果」の欄ですが、カンボジアの今後としては、食品の安全性の向上、それから農産物の輸出拡大に寄与できたと思いますが、特にカンボジア国内外での食品安全の信頼性が高まるであろうことと、それから同国の自立的な経済発展、これは農林水産省の施策（農林水産分野の国際協力）への貢献に当たるかと考えまして、自己評価Aとさせていただいたところでございます。

続きまして、4ページです。

7番目として、「農林水産省からの緊急要請業務」でございます。これは飼料関係の業務でございます。

要請によりまして、ヘイキューブ配合の牛用配合飼料中のモネンシンナトリウムの迅速定量法の妥当性を確認して、同飼料へのモネンシンナトリウムの使用解禁に貢献をしたという内容でございます。自主的に、この飼料分析基準収載の2法について妥当性を確認しまして、管理分析方法を複数確立したという内容でございます。

「背景・課題」といたしましては、飼料添加物であるモネンシンナトリウムは、ヘイキューブ配合の牛用配合飼料に対して、均質性確保の問題から使用ができなかったことが今までの状況でした。一方で、飼料製造の技術が向上しまして、農家のニーズに応えるために、業界から使用解禁の要望が出されていたことでございます。

その時点では、このモネンシンナトリウムについて正確な定量ができず、未確認の状況であり、この管理分析法としての迅速定量法の妥当性確認を農林水産省から要請を受けたところでございます。

「取組の内容」でございます。農林水産省からの要請への対応では、この迅速定量法の妥当性確認といたしまして、FAMICの知見を生かして、試験の実施手順を迅速に作成したことで、3業者との4者間による室間共同試験を行って結果を取りまとめました。また、妥当性を確認いたしまして、農林水産省に報告をさせていただいたことです。

FAMICにおける自主的な取組・課題として、一部の製造事業場で用いているLC法、平板法の妥当性が未確認であったことで、これを業務調整により実施体制を構築して対応し、点線の欄にあります。単一試験室での妥当性確認を実施いたしまして、2法の妥当性を確認し、試料中のモネンシンナトリウムの均質性を確保する管理分析法を複数確立できたこととなります。飼料分析基準の一部改正案を農林水産省に御報告をさせていただきまして、今年5月にその一部改正がなされたことでございます。

「成果・効果」の欄でございます。FAMICの報告を基に農林水産省で関係通知を改正して、ヘイキューブ配合牛用飼料のモネンシンナトリウムの使用解禁につなげたことでございます。

二つ目としましては、この管理分析手法について複数確立をいたしましたので、FAMICでの検査分析が可能となったほか、製造事業場の分析手法の選択肢が増えたことでございます。全体としては、業界からの要望に応じて農家の省力化につながる飼料生産が可能となったことでございます。

以上をもちまして、この項目について自己評価Aとさせていただきました。

8番でございます。

同じく飼料の「飼料製造管理者講習会のオンライン開催」でございます。

DX推進のため従来対面で行っておりました飼料製造管理者講習会につきまして、修了試験を含めたオンライン開催を実現したという内容でございます。

「背景・課題」としては、この講習会については、配合飼料工場、それから飼料添加物工場に設置が必要な飼料製造管理者に選任されるために、資格要件の一つとして必要なものでございます。

従来は、全国からさいたま市に集まっておいただき、対面で開催をしていましたが、令和3年度は新型コロナもあり、講習のみeラーニングで実施した経緯がありました。デジタル原則による規制の一括見直しという背景の中で、修了試験も含めてオンラインで開催できるように農林水産省から検討の指示がございました。

「取組の内容」でございます。全国の飼料事業者の利便性を考慮して、全都道府県50か

所にテストセンターを用意させていただきました。また、替え玉受験に対する不正防止対策も措置をしたところです。

eラーニングにつきましては、過去の受講者の意見を踏まえまして、動画の巻き戻し機能など使い勝手を向上したことでございます。理解度の確保、それからオンライン試験の操作に慣れるための模擬テスト、これをeラーニングサイト内に準備をさせていただきました。受講者の進捗状況を把握し、期限内に受講が終えられるように適宜連絡もさせていただきました。また、最後のところですが、テキストの製本廃止により、経費の節減につなげております。

右側の「成果・効果」の欄でございます。講習から修了試験までオンライン開催を達成したことで、希望者全員を受入れ可能となりましたので、受講者が増加し、過去3年平均の68名から105名と増えてございます。

繰り返しの講義視聴、それから模擬テストを実装させていただいたので、理解度も維持ができたこと、それから、全国の飼料事業者にとっては、出張費の抑制につながったことでございます。飼料の安全確保に必要な知識の普及効果増大が可能となりました。これをもちまして、自己評価Aとさせていただいたところです。

5ページ目、9番でございます。

JASに関係する項目になります。「国際規格に係る業務」で、国際会議の開催によりまして、認知・賛同された日本提案の国際規格、これを国内外の市場で活用されることによりまして、日本産農林水産物・食品の輸出力の強化を期待できるという項目でございます。

「背景・課題」ですが、この日本産農林水産物・食品の輸出力の強化、これは重要な課題でございます。一方で、こうした取引を円滑に進めるためには、日本の事業者にとって有利に働く国際規格が活用されることが必要でございます。日本提案の国際規格を海外の利害関係者へ広く認知させ、賛同を得ることが必要でございました。

「取組の内容」でございます。新規日本提案の準備ということで、日本提案が承認されるよう民間の有識者と協働いたしまして、海外の標準化機関への現地訪問、それから国際フォーラム等に参加をしてきたところです。

それから、国際会議の開催でございます。ISO/TC34の総会、関連会議を令和6年1月16日から19日まで、FAMICがさいたま新都心に招致し開催をいたしました。

国際会議については、13か国から80名以上の参加を頂きまして、FAMICの中では、

本部、地域センター、事務所から運営スタッフを募り、全体で対応いたしました。

「成果・効果」の欄でございます。まず日本提案の国際規格については、災害食の品質要求事項について、新業務項目提案で承認をされまして、国際規格開発が開始をされたことが成果として挙げられます。

また、国際会議の円滑な運営では、今後の日本提案の国際規格開発を円滑に進めるための環境が整備できたと考えております。これらを含めまして、日本の農林水産物・食品の輸出力強化が期待できるということで、ここの部分については効果も大きく、自己評価をSにさせていただいた次第でございます。

以上がプロセス評価での御説明になりますが、最初に触れましたように、プロセス評価によらない評価としてのA評価がございますので、資料1の令和5年度に係る業務の実績に関する評価書（案）を御覧いただきたいと思います。

19ページでは、農薬の登録でございまして、この中では、真ん中辺りに「主要な業務実績」、それから続いて「評定と根拠」という欄がございます。評定と根拠の欄を御覧いただきますと、標準処理期間内の処理は100%で、計画における所期の目標を達成したことでございます。なお、この項目については、年度目標において困難度が「高」とされておりますので、A評価とさせていただいています。

内容的には、主要な業務実績の欄のアからありますように、それぞれ農薬の登録に関係しまして、報告事項について全て期限内に行っていたという内容でございます。アのところで、令和5年度内に830件農林水産大臣に報告をしたとなっております。

それから、開いて20ページに続いて書いてございます。ここはbとして、分科会の審議を要しない農薬についても81件全て期限内に実施していたこと。それから、（イ）として、基準の設定が不要な農薬の審査指示について743件全て10.5か月以内ということで、これも審査期間内に行ったことでございます。

続きまして、C評価に当たるものの御説明でございます。

29ページは飼料の分野になります。②番として立入検査業務でございます。

真ん中辺りの「主要な業務実績」で書いてある部分、それから「評定と根拠」でございしますが、まず評定と根拠では、標準処理期間の処理率は100%を切っております。計画における所期の目標を達していないことで、Cとさせていただいております。

内容については、真ん中の欄にお戻り頂きまして、主要な業務実績の立入検査の欄でございます。

②番のアから書いてございますが、このパラグラフの真ん中辺りでございます。「地方農政局長から試験を依頼された1収去品」について、10月31日の立入検査、試験依頼は11月9日にあったことから立入検査の翌月末までの報告ということで、11月末までに報告しなければならなかったのですが、農政局からの依頼の日にちを起算日と間違えてしまいまして、結果報告は12月6日となり、この1件の報告が期日までにできなかったということでございます。

本件の発生を受けまして、立入検査の実施に関する規定の改正を行いまして、また進捗管理についてもグループウェアの改良を行うことで、再発防止に努めてございます。この項目について、評価がCでございました。

以上、雑駁でございましたが、B以外の自己評価の項目について御説明を申し上げました。

以上でございます。

○金子総務課課長補佐 ありがとうございます。

次に、私から農林水産省の評価案の御説明を差し上げたいと思います。

また、資料につきましては、資料1の評価案にFAMICの自己評価、AもBもCも含めまして一つ一つ農林水産省の評価案を記載していますが、これを一覧表にまとめたものが、先ほども見ていただきました参考11になります。これを見ながら御説明をいたしたいと思います。

まず「肥料及び土壌改良資材関係業務」になります。この参考11の項目では、4番目から22番目までになります。資料1では、6ページから15ページまでを確認していただければと思いますが、それと参考12の1から3、A評価になったもの、これらを含めましてFAMICから、自己評価のAが3項目でございまして、この内容について肥料の国産化、安定供給など施策への貢献は相応の努力の結果と理解していますので、これらはAとして評価すべきものと考えています。

この肥料についての中項目の評価は、参考11の4番にありますとおり、Aという評価案とさせていただきたいと思います。

それから、続きまして、「農薬関係業務」になります。参考11では23番目から43番目になります。これにつきましては、資料1では16ページから25ページ、それから先ほど説明がありました参考12では、4番目から6番目になります。

FAMICの自己評価として、Aが3項目ということでございますし、この内容につい

でも農薬の安全施策への貢献、国際協力施策への貢献というものについては、相応の努力の結果と理解しておりますので、これらはAと評価して差し支えないものと考えています。

また、農薬の再評価業務につきましては、先ほども御説明がありましたが、農林水産省への報告の実績がないことで、小項目としては「評価せず」となりますが、私どもとしましては参考12の5番目のとおりに、再評価に伴う事務増大に備えた業務見直しによって、顕著な効果が図られていることは高く評価できると考えておりますので、参考3の総合評定の具体的な評定方法におきましても、中項目については、重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとされていることを踏まえまして、参考11の23番目にございますとおり、中項目の評価はF A M I Cの自己評価から一つ繰り上げてAとさせていただきます。

続きまして「飼料及び飼料添加物関係業務」でございます。参考11では、44番目から、もう一ページめくっていただきまして、一番上の67番目までになります。資料1では26ページから38ページ、それから参考12、先ほどのポンチ絵では7番目と8番目になります。

これは、F A M I Cの自己評価はAが2項目でありました。それから、これについては飼料生産の省力化への貢献と、それから飼料の安全性確保に関する知識普及への貢献が相応の努力の結果として考えておりますので、これらはAとして評価すべきものと思っております。

それから、この飼料関係では、先ほど最後の方にF A M I Cから御説明がありましたが、立入検査の報告について、一部結果の報告が遅延したことでCの自己評価がございましたが、これも参考11の47番がCになっております。この立入検査の業務というものが法律に基づく業務でございますので、標準期間に終了しなかったことは課題であると考えております。また、F A M I Cでは既に再発防止を講じていると伺っておりますが、その再発防止のフォローアップなどを適切に行って、同様のミスがないように対策を講じる必要があると考えております。これらを踏まえまして、Cはありますが、参考11の44番にありますとおり、この中項目はB評価と考えてございます。

それから、続きまして、「食品表示の監視に関する業務」でございます。これにつきましては、参考11の69番、4ページになります。76番の調査研究業務のところまでですが、資料1につきましては、39ページから43ページになります。

こちらについては、創意工夫、努力の成果が顕著なものとはまでは言えなかったところではありますが、やるべき業務を的確に実施しているところでありまして、F A M I Cから提

出のあった自己評価では小項目全てB評価とされておりますので、私どもとしても、この自己評価は妥当であると考えております。この食品表示の監視に関する業務の中項目については、参考11の69番にありますとおり、Bと評価しております。

それから、J A S、あるいは農林水産物、輸出促進に関する業務です。これは参考11の77番目から次の5ページの中ほどまで飛びまして98番目までの業務になります。資料1では、44ページから55ページまでの内容、それから参考12では、最後の9番になります。

この小項目については、F A M I Cの自己評価はSでございます。食品の輸出力強化に資する国際規格開発を円滑に進める環境を整備して、それから提案した規格が国際規格として検討されることについては、創意工夫と、それから相応の努力の結果と理解できますので、こちらはSとして評価すべきものと考えています。

ただ、この中項目については小項目の積み上げが基本となりますので、参考11の77番にありますとおり、B評価にさせていただいております。

それから、続きまして、「食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務」であります。参考11の99番目から104番までになります。それから、資料1につきましては56ページから60ページ、こちらについては先ほどの食品表示の監視と同様に、創意工夫、努力の成果が顕著なものとははいかなかったところですが、これもしっかりと業務を的確に実施しておられ、F A M I Cから提出のあった自己評価では小項目も全てB評価でありますし、自己評価の妥当性を踏まえて、この中項目につきましては参考11の99番にありますとおり、B評価とさせていただいております。

それから、最後、「その他の業務」になりますが、参考11の105番から次の6ページにいらっしゃって116番までの業務、それから資料1につきましては61ページから67ページの内容です。こちらについても的確に業務を実施していることでございまして、食品表示の監視、それから有害物質の分析業務同様、この中項目について参考11の105番のとおり、B評価としたいと考えております。

農林水産省からの評価案としては、以上でございます。

それから、先ほど冒頭に進め方として御案内させていただきましたが、これからは事前に委員の皆様から頂いた質問にお答えしたいと思っております。机上資料の3番目を御覧いただきながら進めていきたいと思います。

先ほどの中項目の評価業務の順に、まとめながら進めさせていただきたいと存じます。

では、まず「肥料及び土壌改良資材関係業務」につきまして、事前に頂いた質問なので

すが、まず御意見として、鈴木委員から、オンライン化について、このA評価というものについては相対的な評価かということで御意見を頂いておりますので、こちらにつきましては、私から御回答したいと思います。

FAMICの業務といたしましては、目標に対して、その実績を照らして評価することになりますので、FAMICが取り組んだ内容に従って評価した結果でございまして、オンライン化については行政全般との相対的な評価とは考えてございませぬというところを申し上げさせていただいて、その次の問いからになりますが、利用者の意見の収集や改善、それから所見、②番にあります鈴木委員から頂いた肥料原料の対策に関する質問、それから牛海綿状脳症発生防止業務に関する西田委員の御質問につきましては、FAMICから御回答をお願いしたいと思います。

○田熊企画調整部長 FAMICの企画調整部長でございます。

まず御意見、御質問いただきまして、ありがとうございます。

西田委員の御質問から御回答申し上げたいと存じます。

御質問は、肥料登録のオンライン化で、効率化ばかりではなく、申請者の負担も減らすものですばらしい取組だということで御評価を頂いています。この申請について、利用者の意見を収集し、改善させる仕組みがあるのでしょうかという御質問です。

この肥料のシステムなのですが、システム自体には利用者からの御意見を伺う仕組みが搭載してございませぬので、FAMICに寄せられた御意見がありましたら、システムを管理する農林水産省の担当課にお伝えをして、改善が必要な場合は進めていくという形で考えてございます。

②番のその他でございます。鈴木委員からの御質問でございます。コロナ禍、ロシアのウクライナ侵攻、ガザ地区の紛争といったような背景の中で、肥料原料の確保、対応策についての御質問を頂いております。

我が国においては、肥料原料の多くを海外に依存しております。こうした情勢不安によって価格が高騰したり、あるいは供給の不安定化がありますが、こうした対応のために、肥料の国産化が推進をされております。

FAMICにおいては、牛肉骨粉の肥料化や汚泥資源の肥料利用促進という業務を確実に進めるとともに、産業副産物に由来する未利用資源の肥料化にも努めてまいりたいと考えてございます。

③番でございます。牛海綿状脳症の発生防止関係業務について、西田委員からの御意見

でございます。この牛海綿状脳症の発生防止関係業務、それから肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務で、国内での未利用資源の有効活用が進むことが期待されます。FAMICの適切な業務遂行により、国内での資源循環が更に円滑に進むことを期待しております。というもので、貴重な御意見をありがとうございます。

御指摘のように、更なる未利用資源の有効活用について、FAMICとしても努めてまいりたいと考えてございます。

以上、事前の御質問、意見についてお答え申し上げます。

○金子総務課課長補佐 そのほか、事前質問以外にも、この肥料関係、土壌改良資材関係について、御質問等ございましたら。

どうぞ、鈴木委員。

○鈴木委員 御回答ありがとうございます。

最初の質問というのは、このようなオンライン化等は、もっといろんな分野で進めていくべきだろうとの思いがございまして、この取組が何かほかの分野に対して参考になるような、特徴的な、そのような見解はありませんかとの意味も込めていたのです。

○田熊企画調整部長 ありがとうございます。

ほかのシステムに対しては申し上げにくいところですが、今回の取組において、申請された申請者と、それからFAMIC側、申請を受ける側と両方でスムーズにオンライン化を進めたという点が非常によかったと考えております。

実際に、肥料登録が5割程度移行できたことで、今回プロセス評価はA評価と自己評価をさせていただいたわけですが、申請のしやすさ、それから手数料等の軽減が、電子申請の進んだ背景と考えてございます。

○金子総務課課長補佐 よろしいでしょうか。

どうぞ、小西委員。

○小西委員 御説明どうもありがとうございます。

今のお話のように、これからはオンライン化が常識的になってくると思うのですが、今のA評価、その評価に関しては何の異議もないのですが、逆の立場からいくと、FAMICさんは手数料が減ってしまうということで、その減収に対しての手当てみたいなものとか、これからFAMIC自身が自分たちで事業をやっていかなきゃいけないというようなことを最初の方のお話でありましたが、こういう減収につながるようなものに対しての取組とか、それから労力も少なくなるということなので、職員も要らなくなるということに

つながっていくと思うのですが、そういうところの内情を教えてくださいと思います。

○田熊企画調整部長 なかなか難しい御質問ですが、まず印紙としての収入ですので、独法への収入ではなくて国庫に直接納められるという仕組みになってございます。そのため、FAMICとして減収になったということではございません。

一方で、肥料にしても飼料にしても、かなり業務は増えていることもあり、このオンラインの進みによりまして、仕事が軽減できた部分についても、新しい業務に次々と対応していかなければならないという面もございますので、オンライン化といった新しい業務にも対応していることに御理解を賜りたいと存じます。

○小西委員 ありがとうございます。

○金子総務課課長補佐 よろしいでしょうか。

では、豊田委員。

○豊田委員 今様々なものが電子申請になり、電子申請しかないものも多くなってきていると思うのですが、サイトによっては非常に申請しづらい電子申請サイトもあって、肥料登録は、普通我々は一切しないので、利用者、肥料会社の立場に立って、これは本当に使いやすくなっているのかというのは、検証というのか、そういった声は聞いているのでしょうか。

○田熊企画調整部長 今のところ、こうしてほしいというような御意見はないですが、特に肥料については中小の事業者さんもおられますので、書面で申請される場合もありまして、そこはそういった形で手数料も増えますし、私どもの手間も多少増えるのですが、これはやむを得ないかなと考えてございます。

○金子総務課課長補佐 石岡課長、どうぞ。

○石岡農産安全管理課長 消費・安全局農産安全管理課長、石岡と申します。よろしくお願ひします。

確かに、利便性というのは重要だと思っております、実は肥料の登録システムにおきましては、実際に使う事業者に対してアンケート調査も行っております。これまでも2回ほど行っておりまして、その際に頂いた御意見、御要望などをシステム管理者と協議して、見直せるところは見直すことで、引き続きいろいろな利用者の声を収集して、利便性のあるシステムにしたいと思っています。

ありがとうございます。

○金子総務課課長補佐 ほかに御意見等は、よろしいでしょうか。

次に、「農薬関係業務」の御質問を頂いておりますので、これは小西委員から、登録及び再評価に係る審査業務に関して御質問を頂いておりますので、これもFAMICから回答をお願いします。

○田熊企画調整部長 ありがとうございます。

小西委員からの御意見ということで、農薬関係業務において、A評価に関しては困難度、達成率から考えて妥当だと思います。みどりの食料システム戦略の中で農薬使用量50%減を掲げていますが、FAMICの登録に関しての審査業務及び再評価業務において、この考え方を考慮されているのか、報告書からは読み取れないので教えていただければと頂いてございます。

FAMICの農薬関係業務につきましてですが、登録や再評価の申請に基づいて、農林水産省からの審査の指示に対して最新の科学的知見を踏まえて、適切かつ着実に審査を実施することになってございます。使用量が半減することでもって、直ちにこの審査、再評価も半減するとは、なかなか考えにくいところもありますので、科学的知見を踏まえて、適切かつ着実に対応していくことと考えてございます。

○石岡農産安全管理課長 農産安全管理課長でございます。

小西委員の御指摘の件ですが、まずFAMICの審査におきましては、最新の科学的知見に基づいてしっかりと安全性を評価していただくと、これは大前提だと思っています。その上で、みどりの食料システム戦略におきまして、生産性と持続性を両立させるということで化学農薬の使用量を低減することにしておりますが、こうした中には、例えば微生物防除資材とか、あと天敵、こういったものの活用もございますので、こうした生物農薬を活用しやすいような環境づくりをすることで、例えばこれまで生物農薬に関するテストガイドラインづくりをしてまいりました。このテストガイドラインを作るに当たっては、FAMICの今までの様々な知見を生かしながら作っていくこともやっております。

こうしたみどりの食料システム戦略の貢献という観点から、今回の評価書の中でも、生物農薬の審査の更なる充実に向けた検討ということで、そういったことも盛り込まれています。こういった点で、引き続きみどり戦略の推進、こういったものもFAMICと一緒に進めていきたいと思っております。

○小西委員 一点すみません。

私の質問が十分に説明し切れなかったところがあったのは、大変申し訳ないと思うのですが、毒性をこれから安全性評価されるときに、非常に毒性の強いものというものは減ら

していきましようというのが、みどりの食料戦略ですよね。

ですから、その立場でFAMICさんが毒性評価をされるときに、これは非常に毒性が強いから、みどりの食料戦略として、評価としては毒性が強いという評価しかできないのですが、申請を登録するのに適しているかどうかのクラス分けみたいな文書も入れていただくことができないのかなと思って、非常に強い農薬であるとか適切な農薬であるとか、そういう評価も入れていただけないのかなという意味合いがあって、これをちょっと聞いていただきたいと思ったのです。

○石岡農産安全管理課長 ありがとうございます。

そういった面で、なかなかFAMICで対応というのは難しいのかもしれませんが、国では、いろいろと毒性の弱いというか、化学農薬使用量の低減に資する農薬の開発について、まずメーカーに働きかけております。みどり戦略ができてから、説明会もしながら、まずはそういうことをお願いしているのが一つあります。

あと、登録された後も、やはり化学農薬だけに頼らない総合防除で、いろいろと現場段階で工夫しながら、農薬だけに頼らない防除方法を工夫しながら組み立ててもらおうと、こういった指導もしながら、全体的にリスクが低い方向に持っていくという取組をやっているとところでございます。

○小西委員 ありがとうございます。

○豊田委員 資料1の23ページの一番下のところなのですが、先ほど石岡課長から生物的防除を推進していく方向性の一つとして、微生物農薬とかをより使っていきたいということで、ここに「生物農薬の審査の更なる充実に向けた検討」との文言が入っているのですが、この文言をそのままダイレクトに受け止めると、何か生物農薬の審査が厳しくなって、今まで以上に申請とか登録が難しくなるのではないのか。

私は、微生物農薬は、実は普及したいなと思っている立場で、何とか微生物農薬の登録に際して審査を簡略化、簡素化していただきたいなというふうに思っていますので、そういった点からすると、更なる充実という、この「充実」という日本語が意味するところが逆行してしまうのではないかなと思って御質問させていただきました。

○石岡農産安全管理課長 ありがとうございます。

国際的にも微生物農薬については、いろいろOECDで議論されておりますので、そういった国際調和を図りながら安全な範囲でやっていくという意味で、今まで最新の科学的知見のフォローアップというかアップデートが、なかなか生物農薬の分野で行われていな

かったので、そういった面で1回きれいに、生物農薬の特徴をしっかりと前面に出したもののとして仕上げることをやっているの、必要以上に何か難しくなるとか、そういう意味ではありません。

○金子総務課課長補佐 よろしいですか。

では、引き続いて「飼料」の部分の御質問にお答えいただければと思っています。

飼料の部分、報告期日のC評価について御説明をということと、それからオンライン講習の取組の改善とか、そういうところも含めて、鈴木委員、西田委員から御質問いただいておりますので、お答えをお願いします。

○田熊企画調整部長 ありがとうございます。

まず、⑤番についての立入検査の部分でございます。報告期日の誤認はケアレスミスか。また、再発防止策について頂いております。

発生原因につきましては、先ほども触れましたが、もともと農林水産大臣への報告期限が立入検査等の実施月の翌月末とされております。今回、農政局が令和5年10月31日に立入検査をして収去されたサンプル、これが11月頭に届いたのですが、この依頼が11月9日付であったために、センターの職員が11月の立入検査と誤解し、12月に入ってから報告になったことでございます。

再発防止策でございます。二つございまして、まず農政局収去品についての扱いを明文化した点で、その内容をもちまして、規程の改正をして取扱いの周知をFAMIC内で図ったことが一つです。

それから、二つ目としましては、飼料分析についての進捗管理を行うグループウェアを作りまして、農政局への結果報告日を入力することで、報告の遅延がないことを本部でも確認できるように管理をさせていただきました。

以上が再発防止のための取組でございます。

続いて、⑥番として、飼料の安全確保、品質の向上のための研修で、先ほどもポンチ絵の中で飼料製造管理者講習会のオンライン開催でありました。鈴木委員の御意見としては、受講者側にとっても習熟度を高めるためにも、時間の有効活用のためにも効果的な手法であり、評価に値すると思います。対面からオンラインに代わって、実施者側の手法を改善する努力も必要になる、これについてはeラーニングサイト内でもアンケートを取るようになってございまして、受講者からのアンケート結果を踏まえて、オンライン講習教材の改善を図れるようになってはいますが、引き続きアンケート結果を踏まえて改善を

図ってまいりたいと考えてございます。

それから、西田委員からの御質問も、オンライン開催についての内容でございます。この内容について、FAMICの業務効率化、利用者の負担軽減につながるよい取組だと思いますが、利用者の意見を収集し、改善させる仕組みはあるのでしょうかと頂いております。

受講者からの意見、これは先ほどアンケートを実施と御説明申し上げましたが、意見を収集して、更にオンラインで不便を感じたと回答した受講者には、個別に状況の問合せをさせていただき、詳細な実態の把握を行いました。このように、頂いた御意見を基に、次の開催に向けて改善を考えてございます。

以上、回答申し上げます。

○金子総務課課長補佐 よろしいでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 ケアレスミスかとの質問ですが、何か厳しく問い詰めているように見えますが、この真意は、そういう意味ではないです。実は、もう真面目に取り組んでいればいいのではないかなと私はそういう思いがありまして、少々書きにくかったのですが、例えばそうしたミスが起こったときには、ほかはどんなに頑張っているとしても、ここはCが付くのでAにはなりませんよとか、要するに、しっかりとした対応が取れているのであれば、余り重厚な対応策で、かえってそれが重荷になったり形骸化したりすることよりも、きちっとした対応が取れていればいいのではないかと申し上げようとしたのですが、どう書いていか分からなくてこうなったと。

以上です。

○田熊企画調整部長 大変ありがとうございます。

今回、大事に至りませんでしたが、実際に令和5年12月6日に報告がずれて、農水省の公表は12月下旬でございました。例えば実際に収去品が基準を超過するとか、そういった事情のときには早急に対応する必要がありますので、やはりルールどおり進めていく必要があると考えてございます。

御意見は貴重なものとして承ります。ありがとうございます。

○金子総務課課長補佐 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

次の「食品表示の監視に関する業務」については、事前に質問がございましたが、

特に何かありましたら御発言いただければと思いますが、よろしいですか。

では、次の「日本農林規格等に関する業務」につきまして、7番のところで鈴木委員と熊谷委員から御意見を頂いております。鈴木委員の御意見につきましては、FAMICからお答えいただければと思います。

先に私から、熊谷委員の御質問にお答えさせていただければと思いますが、確かに、S評価が埋もれてしまうところもございますが、基本的に中項目の評定につきましては、それぞれの業務の小項目の積み上げで考えてございますので、もどかしいのですが、こういう評価にならざるを得ないと考えております。

資料1の4ページを見ていただければと思うのですが、「4. その他事項」で、監事等からの意見の下に「その他特記事項」とございます。頂いた御意見を踏まえまして、この小項目を高く評価していただいた旨を書いて、評価書の中で公表していく対応と考えております。

その前の鈴木委員からの御質問につきましては、FAMICからよろしくお願いします。
○田熊企画調整部長 ありがとうございます。

御意見としては、国際規格に係る業務のS評価でございます。TC34については、分科会も多岐にわたる主要な専門委員会であるとのことで、この総会を招聘したことは意義深いと。それから、今後の国際規格と連動した活動を充実させることが求められよう。国際会議（学会）への職員の派遣やNALへの支援に見られるような人的な交流が支えになるものと思われると書いていただいております。

大変貴重な御意見だと考えております。今後とも、国際会議への積極的な参加、国際貢献で、やはり国際規格を議論する場面では、国際協力をしたという経験、交流、人脈があることが生きてくると思いますので、積極的にこれからも行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○金子総務課課長補佐 日本農林規格に関する御質問は、ほかにございますか。

よろしいですか。

では、次に「食品の安全性に関するリスク管理に資する有害物質分析業務」に関して、御質問を小西委員から頂いております。お答えにつきましてはFAMICと、それから後段の部分につきましては、農産安全管理課からお答えいただければと思います。よろしくお願いします。

○田熊企画調整部長 御質問ありがとうございます。

食品の安全性に係るところで、昨年、南部小麦でデオキシニバレノールが基準値を大きく上回った小麦粉が市場に流通されていたことへの御質問でございます。

農林水産省の指針がある中で、J A岩手については、自主検査ルールに基づいて実施していたということですが、この指針の理解不足が報告をされています。実際にこれを実施していただくことの徹底強化がその対策とされていると承知をいたしております。

F A M I Cとしましては、今後とも検査方法などF A M I Cの知見が活用できる案件について積極的に対応していくことと考えてございます。

以上でございます。

○石岡農産安全管理課長 農産安全管理課でございます。

一部、補足もしながらお話しさせていただきたいと思います。

今回の事案なのですが、J A全農いわてからの情報によりますと、基準値を超過した小麦が流通した要因の一つとしましては、試料採取が自主検査ルールどおりになっておらず、必要な採取量や検査点数等が確保されていなかったことが原因とされておるところでございます。

この点につきましては、既にJ Aで確実に自主検査のルールどおりを試料採取が行われるように研修が行われておりまして、実は、そこにも農林水産省当課の担当職員が行って、講師として研修をしてきたところでございます。

一方で、やはり食品の安全を確保する観点では、生産段階でかび毒の汚染を防止することが非常に重要でございますので、我々は麦類のDON・N I Vの汚染予防の指針を作っております。今回の岩手県のこの事例をきっかけに、全国の担当に、生産段階でこういった取組を実施するよう改めて指導させていただいたということでございます。

そういった意味で、すぐにサーベイランスを強化するというよりは、まずはこういった取組をしっかりやっていくことが重要と思っているところでございます。

○小西委員 御説明は非常によく分かりました。

ただ、心配なのは、このときに既に市場に出回り回収できない部分もある程度あるのではないかと考えたので、時期的にタイミングが大事なのですが、農林水産省で、そういうサーベイランスを緊急でやりましょうとF A M I Cにお願いすることを検討しなかったのか知りたかったということです。

そういう場合には、緊急にサーベイランスはしないわけですね。

○浮穴食品安全政策課食品安全科学室長 緊急にサーベイランスをするかどうかという話ですが、ケース・バイ・ケースだと思っています。

今回の事案については、既に流通して例えば給食で使われてしまいましたとか、流通経路とか、そういうものについては業者さんの方がよく知っていて、私たちはどの業者さんでどう取引されているか情報が無い中で、緊急的に国が何か買い上げて実態調査をするとか、あるいはサーベイをするところまで行くよりも、既に業者さんがどこ取引しているのかを遡っていった回収の方が早いことが、一つの要因としてあったと思っています。

一方で、例えば今回は基準値があって食品衛生法違反ですという事案だったと思うのですが、状況がよく分からない、あるいはそういう中で、どこかが分析しないといけないケースにおいては、FAMICの有害化学物質の分析能力を生かして、民間の分析機関でも分析できない、FAMICでないとできない、そういったものをFAMICに緊急調査みたいな形でお願いすることはあり得ると思っています。

いずれにしても、問題の広がり、あるいは程度、状況に応じて適切に判断していく必要があると思っていますので、やらないことが決まっていることではなくて、その状況に応じてFAMICとも相談しながら対応させていただければと思っています。

○小西委員 ありがとうございます。

○金子総務課課長補佐 よろしいでしょうか。

「その他の業務」についても、先ほどと同じく、事前に特段、御質問なり御意見がございませんでしたので、国民に対して提供するサービスの「業務全般」について、9番と10番と11番と三つ、鈴木委員、西田委員から御意見等を頂いておりますので、FAMICからお返しいただければと思います。

○田熊企画調整部長 ありがとうございます。

まず⑨番として状況変化でございますが、鈴木委員からの御質問で、牛肉骨粉の肥料化、下水汚泥等の肥料原料ということで肥料原料の多様化、それから再評価で、技術課題が複雑化しているように見受けられるとのことで、こうした変化に対する今後の見通し、体制の在り方についての御質問でございます。

牛肉骨粉の肥料化につきましては、ポンチ絵などでも御説明をさせていただきましたが、令和5年度と同様に、肥料化に向けた製造適合確認申請、これは引き続きあると思っておりまして、これは飼料部門で提出を頂いた資料を活用するなどして連携をしながら対応してまいりたいと考えております。

下水汚泥の肥料原料については、菌体りん酸肥料の登録、立入検査、収去品分析ということで、都道府県からの照会いただくことを支援する業務の増加が見込まれております。これにつきましては、積み重ねた知見をマニュアル、Q Aによって業務の効率化を図ることもあります。名古屋センターについては補正予算で移転の費用を頂いておりまして、肥料分析の拠点として整備をすることを考えてございますが、こうした中で、都道府県からの分析依頼にも対応できるように体制を整備する方向で考えてございます。

また、再評価につきましては、これもまた業務はかなり増加すると考えておりますが、F A M I C全体での組織再編を含めた体制強化を予定してございます。進めていくに当たっての諸課題について、農林水産省の御指導、また協力の体制を構築させていただきながら連携して対応していきたいと考えてございます。

以上、お答え申し上げます。

それから、続いて10番でございます。

公表への取組で、西田委員からの御質問でございます。菌体りん酸肥料のく溶性りん酸の試験方法、それから農薬の複数の有効成分の同時分析法など、新たな知見について学会発表、論文発表などで公表する取組は進めているのでしょうかという御質問でございます。

まず肥料等試験方法の開発改良につきましては、調査研究として取り組んだ内容については、学会発表、それから論文発表を行っております。また、肥料研究報告はウェブジャーナルですが、F A M I Cのホームページに公表をさせていただいております。

また、菌体りん酸肥料のく溶性りん酸の試験方法ですが、現在、定量下限の推定を実施しておりますので、得られた知見については同様に取り扱い発表、あるいはホームページでの公表を考えてまいりたいと思います。

一方で、緊急対応で開発した農薬の複数の有効成分の同時分析法ですが、こうした事案対応のものについては、現時点で発表することは考えておりませんが、調査研究として取り組んでいる分析法の検討については、まとまったものから順次、調査研究報告として公表をこれまでもしており、今後も継続していきたいと考えてございます。

それから、11番として、その他でございます。西田委員からの御意見で、他の機関では代替できない、また間違えることのできない多様で膨大な業務に組織的に対応され、効率的に業務を遂行されていることに敬意を表しますと、大変貴重な御意見をありがとうございます。

今後とも、行政執行法人として、効率的な業務の遂行、これはもとより与えられた役割

を果たせるように組織一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

それから、続いて西田委員からの御意見で、膨大な業務を遂行する中にあっても、農林水産省からの緊急要請により突発的に加わった困難な業務にもしっかりと対応されていることは、高く評価されるべきと考えますと、これについても貴重な御意見をありがとうございます。

行政執行法人ですので、こうした緊急要請に蓄積した知見、技術力で貢献していくこと、また、これもスピード感を持って対応していくことが必要だと思いますので、今後とも農林水産行政に貢献してまいりたいと考えてございます。

以上、お答え申し上げます。

○金子総務課課長補佐 よろしいでしょうか。

高く評価していただいた部分につきましては、頂いた御意見等を踏まえまして評価書への記載を検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

ほかに御質問はありますか。どうぞ。

○鈴木委員 西田委員の御意見は、私も同感です。

実は、この参考12の5のバーのところ、評価がバーになっているのがあります。これを見て、その前の質問とも絡むのですが、要するに、激増する審査業務があると。おそらく、これは肥料、農薬が今後この分野で大きく変化していくのだらうと思います。国際情勢も大きく変わりますし、みどりの食料システム戦略の中でもうたっていますので、多分仕事の量と質が大きく変わってくる可能性があると思う。

それをこの評価書の中では、今後の審査、それに対応できる体制が構築できたと。要するに、激増する業務に対して見直しをしっかりとしたので、体制を構築できたと、こう書いているわけですが、このバーの意味が何か苦しんでいるのかなと見えていて、私の妙な見方かもしれませんが、先ほどのウクライナとガザ区の、要するに国際情勢も変わってきますし、そうすると、内部の努力だけで対応できますよと。対応できるのであればそれでいいと思うのですが、できないところはできないと言って、あるいはどこかほかを削ってでも、この分野は増強してほしいとか、そういうような見方もどこかいるような気がして、そこら辺をしっかりと伺いたいということで、要するに、組織の見直しだけで今後十分対応できますよということなのかしらというのが、この質問の趣旨でございます。

そのため、農水省かFAMICのどちらにお伺いするのがいいのか分かりませんが、この制度としてはやっていますと答えるのが仕事だろうと思うのですが、一方で、そ

れだけで対応できないような大きな変化も起こり得るのではないかなと危惧を持っています、そういう趣旨でございます。

以上です。

○木内理事長 理事長の木内です。どうもありがとうございます。

確かに、今の例えば農薬でいうと再評価で業務が激増する中で、今は私どもの組織の中で、いろんな形を変えてスクラップ・アンド・ビルドをしたり、人材をいろいろと獲得しようと、選考採用とありますが、経験者の採用にもチャレンジしながら、できるだけ充実していこうとしております。

個人の職員の能力をアップすることも一つの大きな要因ですけれども、確かに鈴木委員が言われるように、FAMICのキャパを超えるような話になってくると、いろんな形で農水省に相談をして、どのような体制を更に構築するのか相談をしていくと思います。

現時点では、この再評価、それから肥料については何とかFAMICの630人ぐらいの職員でいろいろと体制を変えながら対応して何とかしのいでいるところです。

○尾崎総務課長 消費・安全局の総務課長でございます。

独立行政法人のシステムの中では、なかなか厳しい面があるわけでございます。当然、今の体制で、もうどうしようもないというような事態も視野に入ってくれば、そういったものについては財務当局との調整の中で、当初予算の部分では厳しいところもあったりするところは、例えば補正予算をうまく使うとか、そういうことも含めて選択肢としては排除せずにやっていきたいという気持ちでございます。

○金子総務課課長補佐 よろしいですか。ほかにありますでしょうか。

この後、最終的に総評という形でアドバイス等も頂ければと考えておりますので、後半の評価に入る前に、冒頭、総務課長からありましたとおり、今後のFAMICの常勤職員の削減と、それから自己収入の確保に関しまして、意見交換を少しさせていただければと考えております。

先ほど鈴木委員からもありましたとおり、いろいろとFAMICで取組をしていることも理事長から御紹介いただきながら御発言いただきまして、その御発言に対する農林水産省各担当課からコメント等があれば頂き、それを踏まえて委員の皆様から御意見を頂ければと考えております。

まず木内理事長から御発言をお願いします。

○木内理事長 ありがとうございます。

今、御紹介にありました財務省から求められている常勤職員数の削減と、それから自己収入の倍増について、少しお話をさせていただきたいと思います。

今回評価いただいている令和5年度の目標には含まれていないのですが、総務課長からのお話のとおり、令和6年度の目標において、令和10年度を期限に5年で常勤職員の7名削減、それから自己収入については、飼料のGMP、適合確認検査の収入が中心になって5,000万円ほどある自己収入ですが、これを倍増するような指示が出されております。

FAMICについては、独立行政法人、特に行政執行法人として国と一体となって業務を実施することが求められておりますので、行政全体の課題である財政規律の確保について取り組むことは重要だと認識しており、職員一丸となって、いろいろと目標の達成に向けて、既に取り組んでいるところです。

まず常勤職員数の削減についてです。私どもも計画的に対応したいと考えておりますが、目標達成のためには今後のFAMICの経営方針、これを踏まえた既存業務の見直しが必要になってまいります。

今、既存業務の実施に必要な人員とか予算を全てひっくり返して、詳細に洗い出す作業を行っております。私どもは確かな技術力を生かすという基本理念がございますので、その技術力を生かしているのかどうか、ということに立ち返って、先週から今週にかけて、まずは各業務の実施の必要性をいま一度判断しようと、私も含めて役員でヒアリングを行っております。

この作業はしばらくかかるのですが、秋頃にも改めて、2回目のヒアリングを実施し、年内を目途に取りまとめをして、年度内には削減する業務、それから年度ごとの常勤職員数の削減計画を確定したいと考えています。

既存業務の見直しについては、農水省の担当課の皆さんにも相談することとなると思いますので、その際は相談に乗っていただけると幸いです。

それから、もう一つの自己収入の倍増です。これについては、昨年度から既に一部取組を開始しております。例えば受益者負担の観点から、JASの一部業務を無償から有償にしたり、研修で講師を派遣する際の手数料について、様々なコストを適切に反映する見直しを行いました。

また、有償で行う新たな講習会の開催に向けた準備も進めております。例えば農薬業務について、事業者が提出する農薬の安全性に係る試験は、信頼性確保のためにGLP、グッド・ラボラトリー・プラクティスに適合した信頼できる試験施設で実施する必要がございます。

います。

FAMICでは、試験施設に対してGLPの適合調査を行っております。こういった試験施設を対象に、GLPへの理解度をより高めるため講習会を開催して、手数料を自己収入として得たいと考えております。このほか、都道府県からの依頼検査の有償化、それから肥料部門での有償での技能試験の開催を検討しております。

ただ、求められている倍増には、もっと大胆な取組、例えばGLP調査業務といった、既にやっているGLP適合調査の業務で手数料を徴収することなども検討しなければ、実際には目標は達成し難いと考えております。GLPの調査については、料金を徴収することが一般的となっている例もあるので、こういった状況も調査をしながら検討を進めてまいりたいと思っております。

是非、農水省の担当課の皆さんのお力添えもお願いをしたいと思っておりますし、また、消費・安全行政を外から見ていらっしゃる委員の皆様から、何かお気づきの点があれば御意見を頂けると幸いに存じます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○金子総務課課長補佐 ありがとうございます。

今の理事長の御発言を踏まえまして、農水省の担当課からコメントがございましたらお願いします。特に順不同でございますので、挙手いただければ。

農産安全管理課長、お願いします。

○石岡農産安全管理課長 農産安全管理課長でございます。

まず1点目は先ほどありました常勤職員の削減の件です。理事長からお話もありましたが、やはり既存業務の見直しというのは非常に重要と我々も思っております、そういった観点で、FAMICにおかれましては、これまでもかなり業務の合理化とか効率化に取り組んでこられたと我々も認識しております。

今日の評価の中でも、例えば再評価に対応するために申請前の資料確認を廃止するとか、あとは、立入検査の重点化などに取り組んでこられてきたと思っております。

その他の業務につきましても、必要性や実施状況も見ながら、今、FAMICにおいて見直しを進めているとお話ございましたので、当課としましても引き続きFAMICと連携して、この部分は検討を進めていきたいなと思っています。

もう一点の自己収入の確保のところです。当課で関係する肥料分野も農薬分野も、研修や講習会など、こういったものを進めていただくことが当面は重要なのかなと思っております。

ます。

一方で、理事長からのお話にもございましたとおり、大胆な取組ということで、農薬G L Pの適合確認業務の手数料の自己収入化、この検討も一つあるのかなと思っておりまして、ただ、この検討に当たっては、様々な角度から検討が必要になると思っておりまして、この点についても当課も全面的に協力して一緒に進めていきたいと思っておりまして、よろしくお願いいたします。

○金子総務課課長補佐 ありがとうございます。

飼料安全・薬事室長どうぞ。

○古川畜水産安全管理課飼料安全・薬事室長 畜水産安全管理課飼料安全・薬事室の古川でございます。

私からは、飼料の観点から、理事長から御発言があった自己収入や業務の見直しについてお話しさせていただけたらと思います。

理事長の御説明のとおり、飼料部門につきましては、F A M I Cの自己収入の7割近くを現在占めておりまして、特に飼料製造業者が正しく飼料を作ることを自己管理するG M P制度の適合確認業務が多く占めている状況です。

本日の業務評価の中の肥料の部分でお話があったかと思うのですが、牛の肉骨粉の有効活用の動きがあり、実は鶏や豚用飼料についても利用を再開する手続きを進めております。

この手続の中では、牛の肉骨粉を使う飼料のメーカーさんは、自己管理、G M P的な要素をしっかり対応いただくことを要件として課すこととしておりまして、そういう動きも受けて、現在、今までG M Pの適合確認の動きがなかった飼料メーカーさんも、かなり御関心を持っている状況になっております。このため、申請件数が増加することによる更なる増収が期待されるのではないかと考えております。

一方で、G M P適合確認に関する業務は、限られた人数で飼料安全法に基づく立入検査を始めとする重要な業務を行いながら、かなりぎりぎりの状況で御対応されていることを十分承知しております。

当課といたしましては、飼料安全法に基づく大事な検査業務を実施いただくことを前提に、限られた人員で対応できるように、引き続き業務の優先度や重要度を考えながらF A M I Cの業務の合理化が進むよう協力してまいりたいと思います。

以上です。

○金子総務課課長補佐 ありがとうございます。

食品安全科学室長、よろしくお願いします。

○浮穴食品安全政策課食品安全科学室長 食品安全政策課食品安全科学室でございます。

私どもは、食品の安全性に関するリスク管理のための有害化学物質の分析をFAMICをお願いしているところでございます。

基本的には、民間分析機関との競合をできるだけ避ける観点もありまして、FAMICをお願いしているのは、民間分析機関での対応が難しい物質の分析ということで、例えば麦類のかび毒配糖体を含めた他成分の分析であるとか、あるいは植物性の自然毒であるピロリジジナルカロイド類のように、試薬の入手自体も難しいものもございまして。

そうした民間での代替が利かない業務については、やはりFAMICに分析をお願いしないとなかなか難しい現状がございまして、是非そこは現状少ない人数で行っていただいておりますが、見識豊富な職員の確保は重要だと思っておりますので、引き続き常勤職員の削減にも一定の配慮を頂けると有り難いと思っております。

あと、自己収入の確保という観点について申し上げますと、民間分析機関でなかなか難しい分析をやっている、そういう先進性を生かしていただいて、民間でなかなか分析が進まないようなケース、例えば今回の小林製薬の事例でありますと、プベルル酸が新しく見つかりました。民間分析機関がどこもまだ分析できませんといったときに、FAMICがいち早く能力確立をして、まずは受け入れようと、あるいは、そういった分析法について研修をするような国内の分析機関をリードしていく観点での役割を、一定の有償で引き受けながらやっていくことを検討いただくというのは、一つのアイデアとしてあると思っております。

そうした研修や、あるいは大学などとの共同研究をしていくとか、先ほど飼料の関係では、標準物質の供給を始めるとの話もありましたが、そのほか、かび毒などの標準物質の供給ですとか、自己収入の確保の観点からもいろいろできる部分があるのかなと。

さらに、もう少し長期スパンで申し上げますと、現状の日本では食品の基準値はないが、海外では基準値がある物質があります。そういったものについては、国内の分析機関は、なかなかまだ分析できません。国内での需要が少ないケースもございまして、そういったときに、輸出の観点での分析体制で引き受け、検査証明書の発行とセットで対応していただくと、困ったときはFAMICをお願いするような体制は、一つ将来的な可能性としてはあるのではないかと考えます。

また、御相談をいろいろしながら、こちらも協力しながら進めていけるといいのかなと

考えているところでございます。

以上です。

○金子総務課課長補佐 ありがとうございます。

ほかに何かありますか。

基準認証室長、お願いします。

○進藤食品製造課基準認証室長 基準認証室長の進藤でございます。

私からは、J A S に関して発言させていただければと思います。

J A S は平成30年に大改正をいたしまして、規格の対象を拡大したところでございます。現在、規格自体は90規格程度あるのですが、この平成30年の改正後にできた規格が30規格あります。この30規格ができたのは、やはり F A M I C による手厚いサポートがあったおかげだと我々も考えているところでございます。

ただ、理事長の説明でも総務課長の説明でもあったとおり、政府全体での歳出削減が求められている中、少しずつ、それこそ提案者からの実費負担を求めるといった取組については、我々も必要性を認識しているところでございます。一方で、引き続き制度を普及していくためには、新たな規格の策定等、これは必要だということは変わりないところでございます。

我々も制度を所管している室としまして、F A M I C と連携して、引き続きこの J A S 制度を活用していただけるように、提案者の方々のサポートに取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○金子総務課課長補佐 ありがとうございます。

ほかにコメントがなければ、委員から御意見、御質問等を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

熊谷委員、よろしくお願いします。

○熊谷委員 費用を削減しながら自己収入確保ということで、やることを増やさなければいけないのに人も減らせと、大変御苦労されていると思うのです。まず費用削減、人員削減の観点から申しますと、例えば、アウトソーシングも一つの選択肢とっておきまして、業務の見直しの中で、専門的な技術、能力を求められない、ある意味、事務的な単純作業は積極的に洗い出してアウトソーシングしていただくことで、人がその分、ほかの業務に専念する時間が増えるのかなというのがございます。

意外と全部自分たちでやらなければいけないと思っていても、実はこれは単純業務だよねというものがあるかもしれないので、そこは業務の見直しの中で御検討いただければと思います。

それと、自己収入の確保について、専門家ではないもので専門的なことは分からないのですが、例えば食の安全に関して、民間でも検査機関はいろいろありますが、消費者として、この機関に頼んで、果たして適正に信頼のある検査方法でやっていただけているのかどうか保証があると安心する面もあるので、先ほどそういう分析機関をリードしていく研修とかをされては、というお話もありましたが、FAMICとして、この検査機関の検査方法は適正であるというのは、農薬とか今適合している機関であることも、法律で決まっている業務としてやられている部分もあると思うのですが、それ以外についても一般的な検査につきましても、お墨付きみたいなものを与えることがもしできたら、より検査を依頼する側としても、消費者としても安心できる、そういうのもあるのかなと思いました。

企業としても、消費者に安心してもらえるのであれば、コストを払ってでも信頼をもらえる、お墨付きをもらえるというニーズもあるのではないかなと思いました。

以上でございます。

○金子総務課課長補佐 ほかに。どうぞ。

○長田委員 完全にユーザー側からの意見なのですが、まず、今の国際情勢や、それから気候がすごく変化していて、私は東村山に住んでいますが、小さい農家さんがいっぱいあるわけです。毎年毎年ずっと同じことをしていたら全然作物が育たない状況になっていて、いろんな工夫を毎年重ねてやって苦労されています。

それは多分、大きな産地のところでも皆さんそうだと思うのです。雨の量とか天候のこととか、いろんなことがありますので、そういう中で安全とか、それから必要な量を守るとかというのは、農水省にとって、国にとっても非常に大切な施策を支えているのがFAMICだなと私は思っています。

肥料や農薬にしろ、実際に農家をやっている方たちは、毎回すごく苦労しながら、いろいろ変えながら使っているのを周りで見えていますので、そういうところを、独法だから人を減らせ、自分で稼げと、本当にそんなふうにいつまでも言っていていいのかと、私は委員として非常に不満に思うし、そのことは伝えたいなと思っています。

何か無駄があるように勘違いしていませんかと、本来は国としてやらなければいけない様々なものを独立行政法人という専門家の集団として切り出した、最初はそうだったと思

うのですが、何だか少し違う流れになってきていて、それはもう農水省さんだけの責任というよりは国全体のものの考え方を今変えていかないと、我々の安全な食料、十分な食料の確保も非常に難しくなっていく部分はあると思うので、それはどこかに、どうやって伝えていいかわからないですが、委員の方がいいとおっしゃれば本当に予算を出すべきというか、今そうしないと間に合わないのではないですかというのはとても思っています。

あと、そういう意味では、FAMICさんに何か本当に、もっとお仕事がいっぱいあるかもしれない、突然やってくるお仕事に応えられるということもいえば、いろんな工夫はこれまでもされてきたと思うのです、合理的にするために。それがどこまでが限界なのかということは、きちんと明確にして、これ以上は無理だということであれば、伝えていかなければいけないのではないかなと思っています。

それから、今年、この資料を送っていただいたときにしみじみ思ったのですが、各省で独法評価の温度差があります。それは、ほかの省、経産省さんや総務省さんに参加したことがあり、その中でもとても農水省さんは評価が厳しかった。でも、今年は少し変わったかなと、FAMICさんでも自らを厳しく、もしかしたら評価されたのかもしれないのですが、そういうのもあって、本当にぎりぎりなのだなと、正直思いましたので、そこは何か、「はいそうですね、頑張ります」といつまでも言っていてはいけないのではないかなと思いました。

以上です。回答は要らないです。

○豊田委員 人を減らして自己収入を増やせというのは、正に今、私たちの国立大学法人がこの10年ぐらいつつと言われ続けたことで、大学とFAMICさんは大分立場が違って、FAMICさんが自己収入を上げろということは、今までのサービスを変えていく、今まで無償で私たちに提供してきたものを有償にすることなので、何かそれは違うのかなと思います。

その中で、私は最近、新しく肥料を登録しようとか新しく農薬を登録しようとして、FAMICさんのお時間を大分頂いたことがあるのですが、そのとき思ったことの一つとして、例えば先ほど書類ベースでも肥料登録できるという話がありましたが、これは全面ウェブでしか申請できないようにしたらおそらく人件費は減らせるのではないかと思いますし、農薬の登録に関してもホームページは難し過ぎるので、電話で相談したりとか、直接FAMICさんにお伺いして職員から説明を受けたりして、かなり時間を取ってしまうので、ホームページをどう直せばいいのかは分からないのですが、改修するなど。

あと一番悩ましいのは、農薬申請に関しては物すごい数の書類、検査が必要になっていて、相談しないと分からないようなものが多過ぎる。

そういったものを、できる限り情報公開していただいて、過去の農薬申請とか肥料の申請に関して、どういった書類が出ていたのかを誰もが見えるような形にしていただけると、次に農薬、肥料を登録する方が分かりやすくなるので、結果として問合せが減って、FAMICさんの職員に時間が生まれるのかなと思いました。

あと、木内理事長が言われていた原点に立ち戻るFAMICさんの一番の強みは高い技術力というのは、正にそのとおりだと思っていて、今回も6番の評価に「カンボジアの今後」があり、これは今回カンボジアですが、私は少し前にミャンマーやベトナムで農薬検査をどう広めていくのかということで、FAMICさんに御相談したことがあるのですが、東南アジアとかアフリカ諸国を中心に農薬検査技術、業務、あと実際に機械が扱える人材をすごく求めているのだと思います。

そういったところにFAMICさんから人を派遣するようになればと。ミャンマーで私が見たのは、FAOを通してヨーロッパから人がどんどん入ってきていました。そういう人たちは、おそらく今のFAMICさんですと英語対応できる方が少ないと思うので、そこから始めないといけないのかもしれませんが、英語対応可能で高い検査能力を持っている方がいれば、世界に向けてFAMICさんの人材を派遣して、FAOなり国際機関から収入を得られ、正にFAMICさんの高い技術力を利用した収入アップにつながると思うので、今後、海外を見据えて人材を育てていただきたい。

何か手数料収入を上げるとか、そういったものではなくて、本質のところで稼いでほしいなと思います。

○金子総務課課長補佐 ありがとうございます。

○西田委員 皆さん大変結構なことをおっしゃっていただいたので、もうそれで出尽くしたような気がするのですが、業務の見直しについては、やはりどこまでが国でやる仕事なのか、そうでないのかをきちんと切り分ける必要があり、それはFAMICさんだけではなくて、農林水産省と一緒に知恵を絞ってやってほしいと。

一方で、大事なことは、国民に対するサービスが低下しないように、国民が困らないような形で考えていっていただきたいというのが私の希望です。自己収入は、なかなかそれも悩ましいというか、国でやらなければいけないことで収入をどう取るのかという話になってくると思います。それをうまく国民に理解していただけるような形でやっていかなければ

ればならない。

結構難しい気がして、例えば、単なる高度な分析業務だけであれば、FAMICがお金を取ってやるようになり、それでもうかるようになれば、多分どこかの民間がやるようになります。だから、FAMICはその先はお金が取れなくなるという形になるので、何とか豊田委員が言ったみたいに、もう少し本質的なところで、収入に関しても考えていくしかないのかなという気がしております。

まとまらないコメントで申し訳ないのですが、私からは以上です。

○小西委員 ありがとうございます。

先ほどの豊田委員のお話の続きですが、全体的に今回S評価を受けた国際基準、それから学会への積極的な参加がございました。優秀な人材をFAMICに呼び寄せないといけないと。でも、それには今の報酬ではおそらく来ないと思います。

参考9を見せていただいたのですが、これではやはり優秀な方はここを選ばないだろうと。それも画一的な給与体系では、自分の将来的なビジョンというのも見えにくいですし、自分の専門性も発揮できないだろうと思ってしまうと。入り口のところで、ヘジテイトしてしまうのではないかという気がします。

ですから、FAMICがこれから新しい業務に取り組んだり、それから世界的に日本というものをしっかりとアピールしていくためには、フレキシブルな給与体制を、独法だからこぞできるというものがあれば、それを取り入れていただいて、何名か優秀なリーダーシップを持った方を取り込んで、あとは下の人を教育していくような、最初はそのような投資的な場面というの必要ではないかなと思ひまして、意見事項に書かせていただいた。

○金子総務課課長補佐 ありがとうございます。

各委員から御意見いただきましたので、コメントを総じて今後の対応や方向性を、理事長からお話があればよろしくお願いします。

○木内理事長 ありがとうございました。

本当に本質的なことを委員の方におっしゃっていただきまして、例えば熊谷委員から、FAMICしかできないようなことに絞り込む必要があると、アウトソーシングという意味では、その作業はおっしゃるとおり、今、正にやっております、FAMICの本当に技術力、科学的な力が必要なものとは何なのか、それ以外のものは何をやっているのかという、そういう業務の仕分をしております。その成果をこれから年内に仕上げていきたいと思っております。

それから、長田委員がおっしゃったように、限界については、やはり私どもがどこまでできるかというのを、これも作業しておりまして、業務の定量化ということをやっております。どれぐらいの人員をかけて、予算をかけて、具体的に何をやっているのか、それで本当に外部から緊急的に対応が求められたときに、できるのかできないのか、はっきりものを言おうと、今まではどちらかという、FAMICの場合は、頑張っただけで残業してやってというようなところがあって、頼めばできるのではないかと、みたいなことを言われることもあり、そこに対してはしっかりと、私どもの業務に係る定量化を進めていきたいと思っております。

それから、一番大事な、豊田委員、それから西田委員からもお話がありました国民へのサービスが低下しないということ、ここは非常に悩んでおりまして、豊田委員がおっしゃったとおり、従来の仕事で料金を取っていくという、いわゆる苦肉の策、あるいは適正な価格にしていくと、そういうことを考えているところですが、事業者や利用者に対するサービスが低下しないような形で、自己収入を増やしていくことができないかどうかこれからいろいろと考えていきたいと思えます。

ちなみに、職員の海外派遣などは、JICAさんからお金をしっかり取るように考えております。

○豊田委員 FAOからでお願いしたいです。

○木内理事長 FAOからですね。

あと、小西委員からの、今の給与体系ではなかなか伸びない。そのところも国家公務員として、給与アップというのは難しいところはあるのですが、職員へのインセンティブとして、技術的な面、例えば海外研修のサポートをやるとか、職員の満足度が上がっていくような、おっしゃったのは給与の面でというようなことだったと思うのですが、給与の面でできなければ、処遇といいますか、サポートの面で技術力を伸ばしていくという意味のサポートから何かできないか模索をしていきたいと思っております。

農水省からもいろいろとアドバイスを頂きましたので検討して、これからも常勤職員の削減、それから自己収入の増加に向けて、いろんな面で齟齬がないような形で慎重に検討していきたいと思っております。

ありがとうございました。

○金子総務課課長補佐 ありがとうございます。

課長から、まとめを頂ければと思います。

○尾崎総務課長 今日、委員の皆様から御助言、それからアイデア、それからエールのようなものを頂いたかと思えます。本当にありがとうございました。

FAMICにおいては、今日頂いたいろいろなアイデア、それから農水省のコメントの中にも、いろいろな新しいアイデアが入っていたかと思えます。そういったものも踏まえながら理事長の指導の下、引き続き、省内の関係各課とも連携を取りながら常勤職員の削減、自己収入の倍増という目標に向けた取組について推進をしていただければと思います。

法人所管課であります我が方も、進捗状況を確認しながらFAMICの取組に協力してまいりたいと思えますし、また、財政当局とも、引き続き言うべきことは言っていくということはやっていきたいと思えます。

今日はどうもありがとうございました。

○金子総務課課長補佐 ありがとうございます。

会議開始からお時間が超過しましたので、ここで5分ほど休憩を取らせていただければと思います。

また、ここまでで関係業務についての質疑は終わりになりますので、農林水産省の担当者につきましては、こちらで退席を頂ければと思っております。ありがとうございました。

午後3時42分 休憩

午後3時48分 再開

○金子総務課課長補佐 では、再開させていただきます。

続きましては、資料1の68ページからになります。「業務運営の効率化」、それから「財務内容の改善」、「その他の事項」をまとめて進めていきたいと思えます。

FAMICから、業務実績と自己評価について説明をお願いします。

先ほどと同様に、B以外のものについて、簡潔をお願いします。よろしくお願いします。

○田熊企画調整部長 参考11の一覧表の中では、御覧を頂きますと、6ページから始まっております、7ページに大きく黄色でCと書いてあります一者応札の件です。それから、8ページに移りまして、法人文書管理、個人情報保護のところCとなっております。この2点について御説明を申し上げます。

資料としては、資料1の評価書を御覧頂きたいと思えます。

72ページ、73ページにまたがっております。73ページを御覧いただきたいと思えます。

上の方の段で、（２）番として一者応札・応募の記載がございます。ここは、「評定と根拠」が右欄になっております。調達等合理化計画に基づく一者応札、一者応募について、その他の参考情報の記載を満たすことができなかった契約があったことで、この項目は74ページに列挙してございますので、既に御覧になっていただいているかと思いますので省略をいたしますが、条件を付けて一者応札・応募が可能となります。

本文中では、「主要な業務実績」の欄を御覧いただきますと、様々ここに記載のとおり取り組んできましたが、一社応札・応募となった件数は30件ありました。その記載の条件を満たすことができなかった契約は8件ありまして、これらについて詳細に原因を検証しましたが、改善の余地があると考えられた契約が確認をされました。これについては、様々引き続いて取り組んでいくことを含めて、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、87ページになります。

87ページでは、法人文書管理のところでございます。87ページの最後のところの欄になりますが、「評定と根拠」Cとしてございます。個人情報に係る情報漏えい事案が2件発生しました。昨年も2件でしたので、引き続いての発生となってしまいました。

左側の本文、「主要な業務実績」の欄では、88ページに移りますが、アで説明をしてございます。1件目は、事業者Aへのメールを職員が別の事業者Bに誤送信した事例が一つです。それから、（イ）として、立会調査時に認証機関から提供された書類を職員が紛失した事案が発生したことであります。

再発防止策としては、メールについては、メールを送信前に一旦ドラフトに保管をして、複数名で確認をするという対応案。それから、受領書類については、原則電子ファイルとしまして、タブレットに保存して調査を実施すること。それから、再発防止策の有効性を検証するためフォローアップを行ってまいりましたが、引き続き、起きないように再発防止に努めていくことで考えてございます。

以上、Cになりました2件について御説明を申し上げました。

○金子総務課課長補佐 ありがとうございます。

それから、財務内容に係る事項がありますので、引き続き財務諸表について簡潔に御説明をお願いします。

○畑中総務部長 総務部長の畑中です。よろしくお願いいたします。

それでは、時間も押しているようですので、参考5の財務諸表の関係の説明をさせていただきます。

資料、参考5のうち、令和5年度決算報告書について報告させていただくのですが、資料に付いている方がすごく細かくなっております。本日、机上配布資料ー2としてA4の紙を1枚用意させていただいております。こちらの紙を用いまして説明をさせていただきたいと思います。

それでは、資料の上段の収入を御覧いただきたいと思います。

収入の計の欄、こちらは中段にございますが、予算額に対しまして決算額71億8,100万円ほどとなっております。差額につきまして、△3億3,900万円ほどでございます。これの内訳としまして、それぞれ差額が生じておりますので、主な要因などを御説明したいと思います。

まず一番上の運営費交付金でございます。こちらは、全額交付されておりますので、予算額と決算額、一致しているところでございます。

それから、次の段の農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業費補助金につきましては、分析機器の導入費として交付決定を受けた予算額に対して決算額、既に確定額となっているため、その差額が若干生じているところでございます。

それから、3番目の施設整備費補助金、こちらにつきましては、予算額は令和5年度、農薬検査部の空調設備改修工事費として交付決定された額が予算額として計上されております。決算額につきましては、この同空調設備費の改修工事に係る設計費、こちらが900万円ほど。これと令和5年度の補正予算で交付決定された名古屋センターの移転に係る経費のうち、移転先の物件費、土地と建物の購入費として3億2,600万円ほど、これを加えた額が年度内の実績額として、3億3,500万円ほどとなっているため、差額が生じているところでございます。

続きまして、受託収入につきましては、こちらは接着剤の同等性等確認のための受託の増加が主な要因で差額が生じているところでございます。

それから、諸収入につきましては、諸収入の内訳、一番大きなものは、その他の収入でございます。こちらは、資産等の売払収入の増加ということで700万円ほどが主な要因として差額が生じております。

こちらにつきましては、その他の参考5の決算報告書の欄外にも、主な要因を記載しておりますので、後ほど御確認を頂ければと思います。

それから、収入の一番下の欄でございます。前年度よりの繰越金につきましては、こちらは埼玉本部が入居している合同庁舎のLEDの改修工事に係る経費の繰越積立金により

差額が生じているところでございます。

それから、次に、下段の支出を御覧いただきたいと思います。

支出の一番下段になりますが、予算額に対しまして決算額は69億6,200万円ほど。差額は△1億2,000万円ほどとなっております。

それぞれ差が生じた主な要因でございしますが、まず一番上の業務経費、こちらにつきましては、各セグメントや各センターでの執行残が主な要因となりまして600万円ほどの差が生じているところでございます。

それから、次の農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業費、それから施設整備費補助金、受託収入につきましては、先ほど御説明した収入と同様の理由でございしますので、説明は割愛させていただきます。

それから、その次の一般管理費、こちらにつきましては、先ほどの収入の繰越金が計上されておりましたが、こちらでございします合同庁舎のLED改修工事分担金、これを前年度繰越積立金から支出したということが主な要因でございまして、差額が△5,600万円ほどということで生じています。

次に、人件費でございします。こちらにつきましては、育児休業、それから休職者などに係る職員基本給等の残額、それから退職金の残額により2億1,000万円ほどの差が生じているところでございます。

簡単ではございますが、以上をもちまして令和5事業年度の決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○金子総務課課長補佐 ありがとうございます。

それから、引き続きまして、監事から監事監査結果の報告をお願いいたします。

○服部監事 非常勤監事の服部でございします。

常勤監事の飯村が体調不良のため本日欠席となりました。代理で御説明させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

お手元に参考6の資料を見ていただきたいと思いますのですが、監事監査報告です。

参考6、1枚、2枚とめくっていただけると有り難く存じます。

最初は、監査報告と前文がございまして、その次の2段落目、Iのところ、監査の方法及びその内容、ここは従来どおり、監査計画に基づく各部門監査に加え、各種会議体への出席、重要な書類の閲覧、関係者からの報告、説明を軸として進めてまいりました。

続きまして、ページをめくりましてII、監査の結果を申し上げさせていただきます。

まず1番目の法人の業務の実施状況についての意見でございます。

法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、令和5年度目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されたものと認めるとしてございます。

先ほども一部御報告申し上げましたが、令和5年度は食料安全保障上重要な肥料として汚泥肥料を活用しました菌体りん酸肥料関連業務、あるいは食品偽装解明のための新たな技術開発、ISOの国際会議の開催、また農薬の再評価や国際的に通用する認定・認証の枠組み提供など、業務の高度化と効率化等が期待される中、理事長を中心とした役職員の適正かつ効率的な業務運営もあり、期待に応え得る結果が出たものと認識している次第でございます。

その次、「特に」ですが、昨年度から引き続くエネルギー価格高騰の局面におきまして、的確な対処が行われたと高く評価しております。今、総務部長の畑中からも申し上げましたが、物件費の予算執行残が今年度非常に少なかった。極めて効率的な予算執行ができたところです。

この決算報告書は現金主義で書かれているのですが、発生主義のベースでいきますと、本当に執行管理は極めて的確に行ったものと高く評価しております。

そのほか、2番、3番、4番、5番、それからⅢ番につきましては、従来どおりの記載ぶりとなっておりますので、お目通しいただけると幸いです。

以上でございます。ありがとうございます。

○金子総務課課長補佐 ありがとうございます。

それでは、私から、業務運営の効率化に関する事項等も含めまして、農林水産省の評価案について御説明させていただきます。

資料は参考11を御覧いただければと思います。

この6ページ目になります。第2の「業務運営の効率化に関する事項」、これが中項目として四つございます。その中の3番目の「調達等合理化の取組」、123番でございますが、これにつきましては一者応札のものがあったということで、これについても先ほど企画調整部長から御説明のありましたとおり、まだ改善の余地があるということでC評価としておりますが、それ以外のところについては、的確な業務運営がなされたということで、業務運営のコスト縮減、人件費の削減、それから情報システム整備、管理をB評価としてございます。

それから、次に第3の「財務内容の改善に関する事項」でございます。これも「保有資

産の見直し等」、「自己収入の確保」、それから「予算」と「短期借入金」がございしますが、短期借入金については実績がございませんので評価せず、それ以外の項目、130番、保有資産、それから132番、自己収入の確保、それから134番、ここについても自己評価と同様にB評価とさせていただきたいと考えております。

それから、第4の「その他業務運営に関する重要事項」として、中項目が「職員の人事」、「内部統制」に関するもの、「業務運営の改善」、「情報セキュリティ対策の推進」と四つございます。うち、内部統制の充実の149番につきましては、情報漏えいがあったと、的確に対応していることも踏まえましてC評価としておりますが、これはトータルで積み上げますと、内部統制の充実・強化、これはB評価となります。結果として、第4の「その他業務運営に関する重要事項」、四つの中項目については、全てB評価とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、事前に頂いた質問に対してFAMIC、又は私から御回答したいと思えます。

まず12番目の「業務運営のコスト」削減につきましては、FAMICからお願いします。
○田熊企画調整部長 時間が相当押しているので、御質問、御意見を割愛しながら御説明を申し上げてまいりたいと思えます。

12番については、業務の効率化の取組について、記載箇所に別の方法があるのではないかとの御意見だと思います。業務運営コストの縮減、それから人件費の削減についてです。この項目は目標、それから事業計画の内容に沿ってFAMIC全体で取り組んだ実績を網羅的に記載することで、その箇所に入れさせていただいております。

この中には、超過勤務時間の削減、紙の節約なども含まれているわけですが、今まで御説明したように、例えば肥料や飼料であるとか、様々な業務において効率化に取り組んだ場合については、それぞれ記載し、評価をさせていただいている次第でございます。

続きまして、13番でございます。

調達等合理化で8件の契約について一社応札・応募の課題が生じたところでございます。

これら8件については、全てメルマガを活用した調達情報の提供や仕様書の見直し、公告期間の十分な確保などに全て取り組んだ結果でございますが、それら8件について分析をいたしますと、うち2件については、過去、今回応札・応募のあった業者以外の業者と契約の締結をしたことがあると判明しましたので、過去に契約を締結した業者にも声かけ

を行っていましたが複数者になった可能性があると分析しております。

残り6件につきましては、令和5年度に一社応札となったのが1年目ですので、分析、それから情報収集を行った上で仕様書の見直しも含めて、今後検討していきたいと考えております。

○金子総務課課長補佐 引き続き、評価の取組は適正に行われたかどうかで評価すべきではないかという、熊谷委員から御意見がございました。調達の合理化の取組の目標につきましては、農林水産省の内規が変更され令和5年度から目標を変えた経緯がございます。

それから、参考情報の中で、記載の要件を満たすことを指標として採用しておりますので、その指標に照らしますと、調達の実施に際して、ある程度その事前に検討することも目標の範疇に入っていると思われます。それから、取組状況を踏まえるということですが、改善の取組をすることについては当然やるべきことであって、改善の取組をしなければD評価もあり得ることなので、今回のC評価は妥当と考えているところでございます。

それから、もう一つ、14番目、自己収入の確保になります。御意見として、金額を評価することによって、実効性のある取組が可能ということですが、今回先ほどから議論をしていただいたとおり、自己収入の金額を令和5年度ベースで倍増するという金額も含めておりまして、これもどういう推移を辿るかということも含めて評価したいと考えております。

それから、15番目と16番目は、FAMICからお答えをお願いします。

○田熊企画調整部長 15番目、小西委員の御意見については、先ほども頂いたところではありますが、給与体系についてです。

これについては、一面的なお答えになってしまうかもしれませんが、独立行政法人の通則法に基づいて、国家公務員の給与を参酌して決めていく形になっておりますので、なかなか現行の給与体系を見直すことは難しいのでございますけれども、先ほど木内理事長からお話ししましたように、人材の育成を含めて幅広く対応を考えていく必要があると考えてございます。

続いて、16番でございます。法人の文書管理でございます。

業務で個人情報メールを送るケースとはどのような場合でしょうかということで、熊谷委員から頂いております。これは、令和5年度においてメールの誤送信というのが2件中1件ありました。これは分析機器の調達に係る参考情報の連絡をA社とやり取りをしている間に、同様のやり取りをしているB社に誤って送信をしてしまったことです。所属、

役職、氏名など個人情報が入ったことをございます。

そもそもメールで送るケースを申し上げますと、総務系の業務については、職員情報、例えば人事異動の情報などについて、他機関、他組織と共有する場合にメールを使用することだとか、あと業務関係では、民間会社からのFAMI C職員に対する委員就任や講師派遣などの依頼がありまして、当該民間会社に情報を共有する場合に、個人情報が入る場合があることをございます。

以上でございます。

○金子総務課課長補佐 ありがとうございます。

ほかに業務運営の関係につきまして、御質問、御意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

○豊田委員 先ほどのメールの誤送信で、対応策がすぐに送らずにドラフトボックス入れて複数の人が見て、それから送るというのは、そうなのかもしれませんけれども、現実的に可能なのですか。

○田熊企画調整部長 やはり個人情報で、これを漏らしてしまうと非常に大変ですので、それを実施いたしております。

○豊田委員 分かりました。

○金子総務課課長補佐 よろしいですか。

特になければ、総合評価について説明をさせていただきます。課長、お願いします。

○尾崎総務課長 それでは、令和5年度の年度評価総合評定でございますが、資料1の4ページと5ページでございます。

まず5ページを御覧いただければと思います。

5ページを見ていただきますと、右左で二つの表がございます。この縦欄で「令和5年度」欄がございますので、ここにこれまで御覧いただきました評価項目を中項目ベースでくくりまして表にしております。

左側のⅠが国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項になっておりまして、こちらはAが2項目、Bが5項目という状況でございます。

それから、右側が管理的な業務でございます。Ⅱ、Ⅲ、Ⅳで、Bが12項目でCが1項目になってございます。

これを積み上げ方式の定められた計算式で計算しますと、全体としてBという評価になりますので、総合評定につきましては、私どもとしてはBとさせていただきたいと考えて

いるところでございます。

○金子総務課課長補佐 ありがとうございます。

総合評定につきまして、鈴木委員から御質問を頂いておりまして、年度ごとの変化を見ても、全体評定のA評価の数と、中項目も含めて令和2年度が五つ、それから令和3年度四つ、令和4年度が二つ、令和5年度に一つと推移していて、評価が下がってきているようにも見えるが、どのような背景等があるのかという御質問となります。

これにつきましては、FAMICは行政執行法人で単年度型になりますので、各年度において目標と実績を一对一で評定をしていくこととなり、評価結果について単純に各年度比較することにはなじまないと考えております。

また、法人の性格上、行政執行法人は、しっかりやって当たり前で、その評価がBになるところはもどかしいところではあるのですが、やむを得ないと、法人の性格も含めてこのような形になっていますということで御了解いただければと思います。

一方で、FAMICは製造事業所での検査・調査や事務所での分析機器を操作してというような、正に現場の技術で仕事をしているところなのですが、令和2年度と令和3年度につきましては、新型コロナの感染症が蔓延しておりまして、その不利を補って行政での法執行において関係法令の円滑な運用への貢献している点を評価したところでございます。

以上でございます。

ほかに御意見、御質問等あれば、よろしくお願いします。

○鈴木委員 コロナのときに頑張ってAが多かったと。

実は、先ほどの長田委員の御指摘にもあったように思うのですが、少々厳しめに見過ぎていませんかというような感想を持たれていたと思うのですが、自己評価がBで、農水からはAを頂いていた、ということは真面目な組織なのだなと思うのですが、大体評価というのは、本来Bであってしかるべきだという認識を持っていますから、Bが高い評価だと、私自身は行政執行法人のあるべき姿だろうなという、それはそうなのですが、評価のときには、要するに最初の段階では頑張っている姿をしっかり見せて、評価の際に適正にみるというのでもいいのかなと思うと、そういう意味です。

以上です。

○金子総務課課長補佐 ありがとうございます。

確かに、行政執行法人としてやるべきことをやったということで、胸を張って自己評価をしていただいている、農薬のところにつきましては、評価しないところも含めて努力の

結果をしっかりと見て農水省で評価を上げておりますので、プラスマイナスしっかり、正しい目線、標準的な目線、平均的な目線と、人によって評価が変わらないようなところも含めまして、このような評価結果とさせていただいております。

何かございましたら。

○長田委員 少しだけ感想を。

先ほどのメールの誤送信のところですけども、個人情報と書いてありますが、名前とアドレス、それと会社の何か機微な、もしかしたらデータが添付されていたということであれば、個人情報ではなく、むしろそちらの方の問題で、宛先に例えば本当はB C CにしなければいけないところをT Oで送ってしまうとかは、どこにでもあることで、出たのが会社名、氏名、アドレスであれば、本当はこんなに厳しい評価はしなくてもいいのではないのかなというのは、Pマークの審査委員として思っています。

今、日本は、政府・企業を含めてですが、厳し過ぎませんかというのはあって、具体的に本当に大問題のものが他社に流れてしまったということであれば別ですが、そうでなければ、ここで個人情報と言うまでもないような気がします。

クレジットカードとかマイナンバーとかが添付されていたということであれば仕方ないですが、名前と役職、アドレスであれば、実はそれほど問題ないような気もしています。

○金子総務課課長補佐 ありがとうございます。

○田熊企画調整部長 そういう意味での実害といいますか、個人の被害ということではないのですが、やはりA社とB社とライバル会社だったりする場合がありますので、そういった情報が漏れてしまうというのは非常にまずいかなと考えております。このことを含め、ほかの会社に例えば個人情報が漏れるとか、そういったことについては非常に重大なものとして私どもは捉えており、実際にはこういうことがあってはならないので、再発防止も進めていきたいと考えております。

○長田委員 評価理由の個人情報がというところだけでも削除した方がいいように思いますが。

○金子総務課課長補佐 やはり行政執行法人の身分は国家公務員のため、国と同等の扱いになりますので、個人情報保護法の中で国に求められている法令上の整理で個人情報になってしまうのです。ここに書いてある、個人情報というのが、要は個人が特定できる紐付けされる情報なので、氏名と電話番号なり、氏名と住所なりとか、氏名と所属会社が分かると全て個人情報と整理されてしまうので、そこは致し方ないと考えているところです。

○長田委員 1回、1本のメールですよね。それをここまで本当に各省はやっておられるのかと。自己評価はないですね。施策評価はあるけれども、ここまではやらないですかね。

○金子総務課課長補佐 役所として理想の部分があるかと思いますので、そこは厳密に自己評価していただいたものだと考えています。

○木内理事長 よろしいですか。

ありがとうございます。ヒューマンエラーがなかなかなくなるという状況で、内容の重い軽いというのはあるかもしれないのですが、別の面から言いますと、長田委員がおっしゃるように、厳しくしすぎると今度は漏らしたことを隠してしまう。それがないような形で、そちらの方をむしろFAMICの内的には重視し、職員に対して、これは流出してしまったけれども、すぐに報告をしてくれてしっかりと対応してくれたと評価すると。そちらに力を入れようかなと思っております。

確かに、少々厳し過ぎるところはあるのですが、そこは報告・評価の仕組みがそうになっていることも職員に周知しながら、日々漏えい、ミスがないようにしたいと考えております。

○豊田委員 これはせめて「重大な」は取ることはできないですか。「問題である」だけにして。重大な問題はもっと他に重大なことはいっぱいありますから。

○金子総務課課長補佐 書きぶりについては、この部会における御議論も含め、改めて検討した上で評価書の作成に当たりたいと思いますので、こちらは引き取らせて検討させていただければと思います。

○長田委員 何を漏らしたのだろうかと思いますね。

○金子総務課課長補佐 ほかに何かございますか。

では、一通り頂きましたので、理事長から最後に御挨拶いただいて閉会したいと思います。よろしくお願いします。

○木内理事長 今日は本当に熱心に御議論いただき、ありがとうございました。

御指摘いただいた内容、特に今日は求められている人員削減、自己収入について、自分たちが今検討しているやり方について、改めて国民サービスの低下を招かないように、職員のモチベーションも含めて改めて考えさせられたところがあります。

国民サービス等、実際にやっている仕事の中で、利用者の利便とか意見をしっかりと聞いていくことは今後も重視していきたいと思います。人材については、今後、技術的課題がどんどん増えてまいりますので、そういう意味では、私どもも引き続き技術力は絶え間

なくブラッシュアップしていきたいと思っております。

これからも技術力と、それから現場対応力を一層高めるようにし、社会との関係を強化して、私どもの存在感を高めて、皆さんに認められるような組織に磨き上げていきたいと思っておりますので、今後とも御指導よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○金子総務課課長補佐 ありがとうございます。

先ほどの「重大な」というような文言の整理や各委員からの御意見を追記する部分もありますので、これらを踏まえまして評価書案を作成させていただくことを御了承いただければと思います。

以上で、本日予定しておりました議事は全て終了となります。

本日の議事録を作成いたしますので、出来上がり次第、各委員の皆様に御確認を頂いた上で、農林水産省のホームページにおいて公開しますので、よろしくお願いします。

それでは、以上をもちまして、農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林水産消費安全技術センター部会を閉会といたします。

委員の皆様方には、長時間にわたり貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございました。

午後4時28分 閉会